

衆議院

原子力問題調査特別委員会議録 第三号

（一一七）

平成三十年十二月七日(金曜日)

午後一時二十分開議

出席委員

委員長 高木 育君

理事 伊藤 忠彦君

理事

津島 淳君

理事

吉野 正芳君

理事

浅野 哲君

理事

井林 春憲君

理事

岩田 和親君

理事

木村 哲也君

理事

小林 麗之君

理事

斎藤 健君

理事

西田 昭二君

理事

福山 守君

理事

星野 守君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

高木 勉君

理事

木村 勉君

理事

佐々木 勉君

理事

の津波と福島の大事件は、それじや日本はどのぐらい変わったのかということですね。そのぐらいの変わり方の少なさは、非常に安定しているといえれば安定しているのかも知れなければ、ちょっとと変じやないかなと思います。

もう一つは、あれが憲政史上初だということはあのころから言つていましたけれども、じゃ、今までの行政についてそれを抑えるようなメカニズムは日本にあるのかという話をしましたけれども、三権分立が機能していないんじゃないかといふ話を私は繰り返し言つていました。

普通は、イギリスでもアメリカでもそうですがれども、行政については常に国会が抑えるなり指揮をするというメカニズムが入っているわけです。だから、そういう意味では、あれが憲政史上初ということは、非常に私としては、それをやつてもらうことにして、随分、先生方には会いに行きましたけれども、やはり日本はそれはちょっと違うんじやないかなと私は思いました。

あれからやはりそういうことが全然出でこないというのは非常に問題があるんじゃないかと思いまして、自民党でもお話ししましたけれども、例えば、選挙で一票の格差、あれを、国勢調査の後にやはりこのような独立委員会をつくつてどういふうにするかという話をするようなことをやつたらどうですかと言つたら、そういう話もしていますけれども、そういう意味では、そのまま全然変わつていいんじゃないかなという基本的な考えがあります。

実は、それが憲政史上初ということで、全部公開もしましたし、報告書もありますし、英語でも出しましたしということです。あれから世界じゅうで、いろいろなところで私は呼ばれ、二〇一三年は三回、世界一周、いろいろなところで呼ばれて講演のたびに行きましたけれども、それ

からも、実を言うと、いろいろなところで私のどちらに問合せがあつたり、原子力を持つてある國の大臣が時々私のところに会いに来たりするんですけれども、そういう意味では、あれから日本は本当に変わっているのかというのが、一つ、非常に大きなことを聞かれます。

二番目は、もう一つは、再生エネルギーへ向かつた大きな動きがどんどん動いていますけれども、その動きをきつかけにして日本では動いていう話を私は繰り返し言つていました。

普通は、イギリスでもアメリカでもそうですがれども、行政については常に国会が抑えるなり指揮をするというメカニズムが入っているわけです。だから、そういう意味では、あれが憲政史上初ということは、非常に私としては、それをやつてもらうことにして、随分、先生方には会いに行きましたけれども、やはり日本はそれはちょっと違うんじやないかなと私は思いました。

あれからやはりそういうことが全然出でこないというのは非常に問題があるんじゃないかと思いまして、自民党でもお話ししましたけれども、例によると、選挙その他の、今まで書いたように、一つの規制のとりこと、後ろにいろいろなことがあつたわけですから、それを乗り越えて、ぜひもっと大きなビジョンで、ぜひ何かそういうことを議論して前に進めるということですが、ごく大事なんじゃないだろうかと思います。

これが一つは、やはりこういう事故から日本の

人たちはあるいは政治家は何を学んで何をしようとしているのかという話がはつきり見えないんですね。そういうことをぜひ期待したいなと思っております。

もちろん、使つたブルトニウムその他の問題もあるし、そういう話は一体どうなるんだろうかといふ話に統いて、地震大国の日本は何を学ぶのか

といふことで来られたんですけれども、そのと

ときも実は、あの国会事故調査の報告はすばらしい、七つのリコメンデーションをしてますよね、あ

れから何か起こりましたかと聞かれました。
というのが、そういうことをやつていることが余り見れないんですね、向こうには。実は、あれの大臣が時々私のところに会いに来たりするんですけれども、そういう意味では、あれから日本は本当に変わっているのかというのが、一つ、非常に大きなことを聞かれます。

二番目は、もう一つは、再生エネルギーへ向かつた大きな動きがどんどん動いていますけれども、その動きをきつかけにして日本では動いています。かなりラジカルに世界じゅうが動いていますけれども、そういう意味では、最近になつたら、小型の原子力をつくるとかいろいろなことが、意見は出ていますけれども、やはりそういうことは世界じゅうには隠せないわけで、日本は一体あれから何を学んで何をしようとしているのかねという話が極めて大きな疑問として出でていますので、これはむしろ行政よりはやはり国会の先生方が、いろいろな、選挙その他の、今まで書いたように、一つの規制のとりこと、後ろにいろいろなことがあつたわけですから、それを乗り越えて、ぜひもっと大きなビジョンで、ぜひ何かそういうことを議論して前に進めるということですが、ごく大事なんじゃないだろうかと思います。

本当にありがとうございました。(拍手)

○高木委員長 ありがとうございます。

次に、石橋参考人にお願いいたします。

○石橋参考人 石橋哲と申します。

二〇一一年十二月の八日に発足しました国会事故調に参画をしまして、事務局で全体工程のプロジェクトマネジメントを担当させていただいておりました。

二〇一一年七月五日の委員会解散後は、福島県、首都圏、近畿の高校生、大学生、社会人の方々と一緒に「わかりやすいプロジェクト」国会事故調編」というサークル活動を御一緒させていただいております。国会事故調報告書を出発点として、社会のシステムについて世代を超えて学び合つて、教訓を共有するという場をつくることを目指しております。

次のスライドをお願いします。

ことし、二〇一八年二月二十六日、国際赤十字・赤新月社連盟による東日本大震災復興支援国際赤十字・赤新月社会議二〇一八が東京で開催されました。世界各地で日々さまざまな災害の対応に直面、対応されておられる約二十カ国の人々の赤十字・赤新月社の皆様が参集されました。

日本赤十字社様からお声がけを賜り、私が参加しておりますサークル活動「わかりやすいプロジェクト」国会事故調編」学生チームのメンバーであります福島県立福島高校の生徒六名が、高校生の目から見た福島第一原発の事故についての考察を通して、事故に至る根本原因が、我々の身近な至るところに、私たちの心の中に潜んでいることを発見したという報告をさせていただきま

した。

各国赤十字・赤新月社の皆様からは、私たちも日々同じ現象に直面している、私たちは同志だという趣旨のたくさんの共感のお言葉を頂戴いたしました。

次のスライドをお願いします。

さて、その根本原因とは何でしょうか。

たとして、その言葉をあなたに伝えたいと思います。これも、先ほどのらんただきました。ダイジェスト版にしておるとこでござります。

「問題解決に向けて」〔本事故の根源的原因は「人災」であるが、この「人災」を特定個人の過ちとして処理してしまう限り、問題の本質の解決策とはならず、失った国民の信頼回復は実現できない。これらの背後にあるのは、自らの行動を正当化し、責任回避を最優先に記録を残さない不透明な組織、制度さらにはそれらを許容する法的なな組みであった。また関係者に共通していたのは、およそ原子力を扱う者に許されない無知と慢心であり、世界の潮流を無視し、国民の安全を最優先とせず、組織の利益を最優先とする組織依存のインデッドセット(思い込み、常識)であった。」当委員会は、事故原因を個々人の資質、能力の問題に帰結させるのではなく、規制される側とする側の「逆転関係」を形成した真因である「組織的、制度的問題」がこのような「人災」を引き起こしたと考える。この根本原因の解決なくして、単に人を入れ替え、あるいは組織の名称を変えるだけでは、再発防止は不可能である。」

次のページをお願いいたします。
福島事故に伴うさまざまな現象は、その根源的原因である制度的問題、ここでは規制のとりこという言葉になつておりましたけれども、さらに、その背景にある思考停止を時系列で考えてみたい

国会事故調は、根源的原因の除去には透明性の確保と公開性の担保が不可欠であると考えました。七つの提言は、その制度的な具現化の提案です。

ことし四月、さきの原子力委員会委員長の田中俊一先生と黒川清先生の対談が福島県飯舘村で行われました。その様子は、東洋経済オンラインの「飯舘村から考える日本の政治の欠陥と処方箋」と

さきに述べました高校生たちも発見したこの根本的原因は、私たちの中にあります。私たちはその中に生きています。実際に、ことしも、この根源的原因の帰結とも言えるさまざまの不祥事など、の事態が表面化してきております。取り除くのは、長く険しい道のりです。しかし、再発防止に向けた責務を負っているのは福島原発事故を起こした私たちの世代です。

存のマインドセット〔思ひ込み、常識〕は二〇一二年三月十一より前に存在しました。ただ、このについての御議論が見られることは、かつて今までほほないよう私には見えておりません。国会事故調は、ここにこそ本当の根源的な原因があると、いうふうに記載しております。

次のページをお願いいたします。

同時に、このような事態をもたらした制度的な欠陥、すなわち、「自らの行動を正当化し、責任回避を最優先に記録を残さない不透明な組織、制度、さらにはそれらを許容する法的な枠組み」、さらには、「世界の潮流を無視し、国民の安全を

たしました。事故の直接的な原因により、国民の生活に重大な影響を及ぼした福島原発事故が発生しました。

被災地にお住まいであつた方々や、さまざまにかかわりのある方々、あるいは地域に及ぼす事態や環境への影響はいずれも、深く、広く、そして大きく、今も統いております。これらは非常に大きな課題です。さまざまなメディアで活発に交わされる言葉群や政治や国会での御議論は、三月十九

の国家に対する、また世界からの日本に対する信頼を再建するプロジェクトマネジメントの場として機能して、科学技術のあり方について社会的な合意形成を行う公共空間として、世界への範となることをぜひお願いしたいと思います。

以上です。（拍手）

○高木委員長 ありがとうございました。
次に、鈴木参考人にお願いいたします。

は、国民から未来を託された国会議員、議院事務局を含む国権の最高機関たる国会のみならず、私たち国民一人一人が負っていると国会事故調は記載しております。

次のページをお願いいたします。

委員会の先生方、衆議院事務局の皆様、ぜひ実行計画の御議論をお願いいたします。

衆議院原子弹問題調査特別委員会が、国民から

報告の七つの提言は、その制度的な具現化の御提案です。根源的原因をなくすためには、透明性の確保、公開性の担保を阻むさまざまな制度、法令、議院規則を含むさまざまな規則、先例集などを含む慣例など、抜本的に見直す必要があると考えます。具現化に向けた不斷の改革の努力を尽くす使命

いう記事に掲載されています。そこで田中先生は次のように述べておられます。

「議論をオーブンにしていくと、理不尽な力が入り込むことが非常に難しくなる。そういう意味では、フルオーブンでやることの力を、規制庁の職員も含め、みんなが体験的に学びました。わたし自身もこんなにすごいものだとは思わなかつたけれども、強力ですよ。世の中、みんなが見ているところでは、良識がきちっと働きます。そういうふうに日本がなつていくといいなと思つていただいているのが七つの提言の構造です。」

皆様、先生方はもう既に御承知ですけれども、今ごらんいただいていますのが七つの提言の構造です。

事故の再発防止には、透明性の確保と公開性の

四番目。プール貯蔵が現在行われておりますが、これは規制委員会田中俊一前委員長もおつしやつっていましたが、できるだけ早く乾式貯蔵に移す、これが経済面でも安全面でも有利であるということが四番目のポイントです。

最後に、プルトニウムの在庫量問題。これは、原子力政策の枠を超えて、安全保障問題として現在世界で考えられており、このためにもこれ

が急務であります。再処理の必要性はむしろ薄れています」と私は思っています。

「一番目のポイントですか、現実を見ますと、政策は変わっていませんが、実際に再処理した量はわずかに三分の一であります。残りは全部貯蔵されております。さらに、回収されたプルトニウムは約五十トンですが、実際に使われたのは、そのわずか六%の三トンしか使っておりません。その結果、四十七トンものプルトニウムがたまっています。現在のところ、使用済み燃料の貯蔵がほぼ

○鈴木参考人 ありがとうございます。
早速、お手元にあるパワー・ポイントを参考にして
いただきたいと思います。
私のきょうのお話は、使用済み燃料対策の総合
評価が必要であるということについてお話しした
いと思います。
では、スライドをお願いいたします。
きょうの私のポイントは五つであります。
御存じのとおり、日本は、使用済み燃料をごみ
ではなく資源として考えてまいりまして、全ての
使用済み燃料を再処理して、回収したブルトニウ
ムとウランをリサイクルするという政策です。こ
れは、高速増殖炉を念頭にしたもので、高速増殖
炉が完成して初めて燃料サイクルは確立する、そ
ういう前提で原子力政策を進めてまいりました。

を減らしていくことが大事ですが、私がきょう国会にお願いしたいことは、こういうことを全部含めて、総合的で客観的な評価をぜひ国会でやつていただきたいというのが私の願いであります。では、次、お願いいたします。

これは、一年三ヶ月前に私がここで発表したときのスライドなんですが、私が申し上げたしたことには、脱原発かそうでないかにかかわらず、重要な課題として五つ挙げさせていただきまして、きょうは、この第一番目、国会事故調では未調査だった事項として、使用済み燃料、廃棄物問題、特に使用済み燃料の現在の処理の扱い方についてきょうお話ししたいと思います。

では、次、お願いいたします。

これは核燃料サイクルの絵なんですけれども、これはよくごらんになっていると思いますが、左側にあるのが、いわゆる、現在使われています、軽水炉を再処理してぐるぐる回すというものです。右側にあるのが高速増殖炉のサイクルであります。

ここで大事なことは、高速増殖炉があつて初めて核燃料サイクルが確立するということでありま

すが、右手の高速増殖炉の方は、当初の目標が一九七〇年代後半だったのが、つい最近の経産省の報告では、二十一世紀後半まで伸びてしまう。よう四十年以上も先延ばしされてしまつて、どうなるかわからないという現状であります。

そうなつてきますと、左側になるんですが、左側は、現在、プルサーマルの目標が十三基から十八基という目標になつていてますが、これも、現実、実現していません。その結果、使用済み燃料を再処理する、左側にあります、日本の法律では、全量再処理のもと、使用済み燃料の直接処分が認められておりませんので、再処理するしかないのですが、その結果、プルトニウムが余つているということであります。

次、お願いいたします。

それをちょっと定量的に見たものですが、過去四十年間ぐらいの日本の原子力、使用済み燃料の

発生量が約二万六千トンなんですが、再処理したものは約八千六百トン。このうち、日本で、国内でやつたのは千百トンしかございません。ほとんどヨーロッパということですね、フランスとイギリスです。

五十トン回収したプルトニウム、使つたのがわ

ずか三トンしかなく、残りは使つめどが立つてない。それから、使用済み燃料、特に、プルサー・マルをした後の、使用済みのMOX燃料、これの行き先もはつきりしていません。

現在、中間貯蔵されていますが、これを直接処分できないということで、例えば、むつは、むつに中間貯蔵施設をつくるうとしていますが、中間貯蔵の後どこへ持つて行きますかと聞かれますと、再処理工場しかない。としますと、再処理工場が動いていないと中間貯蔵もできないといふ、結局、中間貯蔵が進まない状況になつております。

いまほんから、核燃料サイクルの現実は破綻していると言わざるを得ません。

次、お願いいたします。

これは経産省が資料としてよく配つているものであります、核燃料サイクルの意義として、資源の有効利用に加えて、高レベル放射性廃棄物の体積、それから放射性廃棄物の有害度ということを挙げまして、数値で、軽水炉では四分の一、高速炉では七分の一まで、それから、有害度の減少に約十万年かかるのが、八千年、三百年になるということを言つています。これの論理の、この仕組みをちょっとお話ししたいと思います。コストも一円と一・五円という数字になつていますが、これについてお話ししたいと思います。

次、お願いいたします。

実は、私が原子力委員会になりましたときに小委員会をつくりまして、核燃料サイクルの総合評価をやつております。その結果、原子力の推進派の方も、サイクルの推進派の方も反対派の方も加えて議論をさせていただいて、結論からいいます

と、今経産省が言つたポイントの中でも、資源効率は確かにリサイクルの方がいいですが、経済性や核拡散、セキュリティリスク面では直接処分の方がすぐれている、先ほどの有害度と廃棄物の面ですが、安全性と廃棄物両面では差はないという

結論を出しております。

次、お願いいたします。

これがその定量的な結果ですが、まずコストの面で、二・〇円と一・五円、キロワットアワー当たりのこの差を見ますと大した差がないように見えます、実際に今後使っていく総費用を計算したものが右手のものであります。

よく、過去これだけの投資をしたから、施設を使わないともつたないという議論が行われます。が、そうではなくて、使えほど費用が損をする、核燃サイクルの場合ですね。その後の費用を計算したものが右手であります、十八兆円というのは、二〇三〇年までかかる費用が十八兆円という数値であります。今直接処分にソフトしますと十四兆円で済む。これは二〇三〇年までの話ですから、四兆円の差が出る。

これがそのときの数値ですが、もっと更に再処理のコストは上がつていて、実は、廃炉、そして廃止措置費用ですね、これが東海再処理工場でも一兆円に上がると言つてはいるので、恐らく六ヶ所の再処理工場は二兆円では済まないと思想します。したがつて、この差はどんどん広がつていく可能性があります。

注意していただきたいのは、一番下にある文章

であります。この文章を私は当時つけ加えさせていただきました。注一と書いているのが、普通の人はほとんど読まないものですが、高レベル廃棄物と人間との間の障壁は考慮されておらず、高レベル廃棄物の実際の危険性ではなく、潜在的な有害度を示している。これはどういうことかといふことを次の絵で説明したいと思います。

これは、左手に虎が二匹、右に虎が一匹います。が、二匹と一匹の虎はどうちらが危険かと言われますと、当然二匹の虎の方が危険度が高い。これが潜在的危険度と呼ばれるものですね。ところが、棒の、おりの中に入つてある虎二匹と放し飼いの虎一匹を比較したらどちらが危険か。これが放し飼いの虎一匹の方が危険なわけですね。これを我々はリスクと呼んでいます。

再処理をしますと、このわなの中に、使用済み燃料の中に閉じ込めているプルトニウムを取り出してリサイクルするわけですから、確かに使用済み燃料の中にある毒性は減りますが、出てきた、野放しになつてあるプルトニウムのリスクがふえるということまで考えなければいけません。これを経産省の表現では出できません。

約半分になります。

右手は何かといいますと、再処理から出てくる高レベル廃棄物以外の廃棄物、日本では低レベル廃棄物と呼んでいますが、再処理施設からも廃棄物が出てまいりますので、それを加えますと、確かに高速炉までいけば半分ぐらいになりますが、低レベル廃棄物を加えますと、むしろ軽水炉サイクルではふえてしまうという結果になつております。

したがつて、我々のそのときそのときの結論は、差異はないという結論になつております。

これは、よく、毒性の低減を示すグラフであります。差異はないという結論になつております。

まして、確かに、有毒度、有害度を減らしていくますと、リサイクルした方が早く毒性は減つていきます。

これは、よく、毒性の低減を示すグラフであります。差異はないという結論になつております。

これは、よく、毒性の低減を示すグラフであります。差異はないという結論になつております。

次をお願いいたします。

これはちょっと見にくいですが、実は、総合的な被曝線量の評価を核燃料サイクルで比較したものでありまして、確かに、ウランが節約されますので、リサイクルのウランの被曝量は減りますが、再処理の被曝量が圧倒的に高くなりますので、両方を加えますと、先ほど申しましたように、プルトニウムを地上で回すときのリスクというのを考えますと、燃料サイクルでは、むしろワシスルーよりもリサイクルの方が高くなるということになります。

以上の結果、我々は、サイクルした方がリスク

は減るということではないというふうに考えてお

ります。

次をお願いいたします。

では、使用済み燃料をどうするかということですが、現在のプール貯蔵は、御存じのとおり、福島事故でありますように、電気が、電源が必要であります。電源がなくても安全に貯蔵できるのが、真ん中の、乾式貯蔵と呼ぶ、これは福島の第一原発の乾式貯蔵であります。津波で建屋が壊れていますが、安全が担保されておりまして、これをぜひ進めていくのが大事である。右手にありますのはドイツのものですが、世界ではこの乾式貯蔵が主流であります。したがって、使用済み燃料をまずこの乾式貯蔵で貯蔵していくことが一番安全であり、経済的であると私は考えております。

最後に、プルトニウムの国際安全保障上の問題についてお話ししたいと思います。世界でどれぐらい核兵器に使われる核物質があるかと云うのを、我々長崎大学では毎年ポスターとして発表しております。高濃縮ウランが千三百トンで、広島型原爆に直しますと約二万一千発分、プルトニウムは五百十八トンで、長崎型原爆にしますと八万六千発分で、合計十万発以上の核物質が世界に存在します。問題なのは、高濃縮ウランは減つてはいるんで

すが、プルトニウムは依然増加しております。そ

のほとんどは、高濃縮ウランはほとんどが軍事用

ですが、プルトニウムの場合、民生用、発電所から出てくるものが増加しているということが、

これは再処理によって増加しているというのが問題であります。

次をお願いいたします。

このプルトニウムの増加量に対して、安全保障の観点も含めて、ようやく政府は、ことしのエネルギー基本計画並びに原子力委員会の方で、プルトニウムの保有量の削減を取り組むということを発表いたしました。これは大変歩みだと私は思いますが、全量再処理政策を変更しないと、またプルトニウムが発生されますが、これではなかなか減つていかないのではないか。本来、プルトニウムを減らすためには再処理政策を変える必要があると私は思います。

最後に、これは、再処理等拠出金法の法律が通るときに、国会の附帯決議であります。この中で二つ重要なポイントをきょうお話ししたいと思います。

三番、もしこのプルトニウムバランスがうまくとられない場合は、経済産業大臣が認可する方針になってしまいますので、これを認可してはならないということを国会がちゃんと要求しております。

五番目、ここがきょうお話ししたいことです。

再処理事業が及ぼす影響というのは、国際安全保障も含め、あるいは地元の方々、地域の経済にも関係します、全てのそういう社会経済的な側面も含めて、「総合的・大局的な観点から評価する仕組みを構築すること」ということを国会で附帯決議されております。ぜひこれを実現していただきたいというのが私からのお願いです。

以上でございます。ありがとうございました。

（拍手）

○高木委員長 ありがとうございます。

次に、益田参考人にお願いいたします。

○益田参考人 益田直子と申します。

本日は、発言の機会をいただきましたことを関

係者の皆様に感謝申上げます。

私は、評価研究と行政学を専門としています。

大学院時代に客員研究員として行つたアメリカの

ですが、評価研究と行政学を専門としています。

ですが、プルトニウムの場合、民生用、発電所から出てくるものが増加しているということが、

これは再処理によって増加しているというのが問題であります。

次をお願いいたします。

このプルトニウムの増加量に対して、安全保障の観点も含めて、ようやく政府は、ことしのエネルギー基本計画並びに原子力委員会の方で、プルトニウムの保有量の削減を取り組むということを発表いたしました。これは大変歩みだと私は思いますが、全量再処理政策を変更しないと、またプルトニウムが発生されますが、これではなかなか減つていかないのではないか。本来、プルトニウムを減らすためには再処理政策を変える必要があると私は思います。

最後に、これは、再処理等拠出金法の法律が通るときに、国会の附帯決議であります。この中で二つ重要なポイントをきょうお話ししたいと思います。

三番、もしこのプルトニウムバランスがうまくとれない場合は、経済産業大臣が認可する方針になってしまいますので、これを認可してはならないということを国会がちゃんと要求しております。

五番目、ここがきょうお話ししたいことです。

再処理事業が及ぼす影響というのは、国際安全保障も含め、あるいは地元の方々、地域の経済にも関係します、全てのそういう社会経済的な側面も含めて、「総合的・大局的な観点から評価する仕組みを構築すること」ということを国会で附帯決議されております。ぜひこれを実現していただきたいというのが私からのお願いです。

以上でございます。ありがとうございました。

（拍手）

○高木委員長 ありがとうございます。

次に、益田参考人にお願いいたします。

○益田参考人 益田直子と申します。

本日は、発言の機会をいたしましたことを関

係者の皆様に感謝申上げます。

私は、評価研究と行政学を専門としています。

大学院時代に客員研究員として行つたアメリカの

ですが、評価研究と行政学を専門としています。

ですが、プルトニウムの場合、民生用、発電所から出てくるものが増加しているということが、

これは再処理によって増加しているのが問題であります。

次をお願いいたします。

このプルトニウムの増加量に対して、安全保障の観点も含めて、ようやく政府は、ことしのエネルギー基本計画並びに原子力委員会の方で、プルトニウムの保有量の削減を取り組むということを発表いたしました。これは大変歩みだと私は思いますが、全量再処理政策を変更しないと、またプルトニウムが発生されますが、これではなかなか減つていかないのではないか。本来、プルトニウムを減らすためには再処理政策を変える必要があると私は思います。

最後に、これは、再処理等拠出金法の法律が通るときに、国会の附帯決議であります。この中で二つ重要なポイントをきょうお話ししたいと思います。

三番、もしこのプルトニウムバランスがうまくとれない場合は、経済産業大臣が認可する方針になってしまいますので、これを認可してはならないということを国会がちゃんと要求しております。

五番目、ここがきょうお話ししたいことです。

再処理事業が及ぼす影響というのは、国際安全保障も含め、あるいは地元の方々、地域の経済にも関係します、全てのそういう社会経済的な側面も含めて、「総合的・大局的な観点から評価する仕組みを構築すること」ということを国会で附帯決議されております。ぜひこれを実現していただきたいというのが私からのお願いです。

以上でございます。ありがとうございました。

（拍手）

○高木委員長 ありがとうございます。

次に、益田参考人にお願いいたします。

○益田参考人 益田直子と申します。

本日は、発言の機会をいたしましたことを関

からこそ、議会の行政監視を補佐できると考えられているのはなぜかです。

二点目が、国際比較の視点から、日本は評価政

策と評価文化の成熟度の程度はどのように評価さ

れており、その理由は何かについてです。日本

は、評価政策については高く評価されています

が、評価文化の成熟度については課題があるとい

う調査結果が出ています。評価文化の成熟度をはかる測定指標は九つありますが、そのうち、他国

他方、立法府との関係にも変化が起りました。図の「位置」と書かれている箇所がそれを示しています。

一九二一年の設立当初は、設立法に立法府の機関であると明記されておらず、行政機能の幾つかを財務省から引き継いだ組織であったので、行政府と立法府の両方の境界線をまたがる組織という説明もありました。そのため、GAOは、行政府の枠内に戻されそうになる動きに何度も直面します。しかし、一九四五年の行政府再編法に、GAOは立法府の一部と明確に表現され、さらに、一九八六年の最高裁判所判決で明確に立法府の機関であると示されるようになるに至って、論争は解決しました。

このように、GAOは、行政府から立法府に近くとともに、財務的検査から政策の効果の検査、つまり評価を行う組織に変わっていました。

なお、二〇一八年度のみの勧告数は千六百五十五件です。二〇一四年度勧告のうち四年間で執行された率は七七%です。未執行の勧告のデータベースは公開されています。

このように立法府とGAOの関係が近づくためには、相互の取組が必要でした。立法府、議会から上院下院の両院がGAOに対する議会側の要望を報告書により明確に示しました。例えば、議会との関係の密接化、GAO報告書の提出のタイミングの改善、監査の観点を政策効果にまで拡大することなどの勧告が出されました。また、それを実施する上で必要な法律の制定を行いました。

一方、GAOの側は、議会側のこれらの要望に応えるように、専門職員の専門領域の配分を変え、新たな監査活動である評価の実施を牽引する評価・方法論課を新設するなど、組織改革を行いました。それによって、質が高く議会の意思決定のタイミングに合わせた評価書を作成し、その件数を大幅にふやしていくことで、議会からの信頼を得るようになつていきました。つまり、議会とG

AOの間に行政監視能力を向上させるための相互作用がありました。

その背景には、数々の行政府への不信感を高めるような出来事がありました。莫大な連邦政府資金の支出を伴う福祉政策、ベトナム戦争による軍事費の増大、それらに伴う赤字の持続的拡大がありましたが、その評価をGAOに義務づけました。その後、ウォーターゲート事件と呼ばれた大統領の不祥事が起こると、今度は、国民党が、行政権が濫用されているという認識を高め、行政府への不信感を強めるのみならず、それを監視すべき議会の行政監視機能が効果的に働いていないと考え、議会への不満も高めていくことになります。

こうした国民による政府の正当性への強烈な疑惑が、議会改革を推し進めていくことになりました。

具体的には、議会が行政府に情報を依存しているために行政府が優越していると考え、議会の情報力を向上するために、信頼性の高い独立した情報源の獲得が必要であると考えるようになっています。そして、一九七〇年の立法府改革法の制定により、GAOに評価の実施を義務づけました。

ここで重要な点は、政府活動への正当性の確保が必要になり、そのため、議会のみならず国民にとっても信頼性の高い情報の活用が不可欠となるが、あくまでもこの委員会の目的は規制当局を監視するというふうにされておりますので、この観点から幾つか先生方に御質問させていただきたいと思います。

まず、鈴木先生にお伺いをしたいんですけど

評価を行う場合や、二つ目に、独立性の高い機関が評価を行うことを議会が求めて、議会が法律の策定や修正を行う場合、それから三つ目が、議会における予算審議の中で行政機関が行つた評価情報を利用する場合などがあるということを説明しておきます。

さて、これらに該当しないと判断されたと推測できます。

以上となります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○高木委員長 ありがとうございました。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○高木委員長 これより参考人にに対する質疑に入ります。

参考人及び質疑者におかれましては、御発言の際は自席から着席のままで結構ございます。

質疑の中出がありますので、順次これを許します。細田健一君。

評価政策について、公式化されているとともに十分に確立した国に日本も該当しているわけですが、そちらに分類された国々の中で最下位に位置しています。

評価を下げている最大の原因是、この数値の見方ですけれども、○から二・〇、○から二という

○細田(健)委員 ありがとうございます。自民党の細田健一と申します。

アドバイザリー・ボードの先生方におかれましては、御多忙のところわざわざお出ましいただいたこと、改めて感謝を申し上げます。また、七年

前から我が国の原子力システムの安全性向上のため御尽力をいただいていることにも、改めて深く敬意を表します。

先ほど、累次御紹介がございました国会事故調

の提言の一の中に、「国民の健康と安全を守るために、規制当局を監視する目的で、国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置する。」

という提言がございまして、この常設の委員会と

いうのはまさにこの委員会だと理解しております

が、あくまでもこの委員会の目的は規制当局を監

視するというふうにされておりますので、この観

点から幾つか先生方に御質問させていただきたい

というふうに思つております。

まず、鈴木先生にお伺いをしたいんですけど

評価を行う場合や、二つ目に、独立性の高い機関が評価を行うことを議会が求めて、議会が法律の策定や修正を行う場合、それから三つ目が、議会における予算審議の中で行政機関が行つた評価情報を利用する場合などがあるということを説明しておきます。

さて、これらに該当しないと判断されたと推測できます。

これは、四十年に限定をしたという理由につい

ては、立法当時、担当の細野大臣から、中性子線

による炉の脆化を勘案してというような答弁があ

るわけでございます。

ただ、一方で、いわゆる運転休止期間、原子炉

が動いていない期間というのは、当然中性子線に

さらされないわけでございますから、中性子線に

よる炉の脆化は進行しないというレポートがござ

いまして、したがつて、四十年という期間は変え

ないにせよ、カウントの仕方を、炉がとまつてい

るときはその四十年に組み入れないということが

科学的に妥当ではないかという議論がございま

す。

現在、こういう議論が規制庁あるいは規制委員

会に提起されているというふうに理解をしており

ますけれども、こういう、どういう規制が科学

的、合理的かということについての議論から規制委員会あるいは規制庁は逃げないということが必要だと。結論はどうあれ、そういう事業者等々から問題提起に対して、逃げずにきちんと議論するといふことが必要だらうと思つてますが、まずこの点についての鈴木先生の御見解をよろしくお願いします。

○鈴木参考人 ありがとうございます。

最近の議論について詳しく述べてはいない
んですが、そもそも、四十年という寿命について
は、特に科学的根拠があるわけではなくて、通常
の工学的な寿命とか炉の財政的な寿命から来てい
るというふうに私は理解しております。

そういう意味から考えまして、御指摘のとお
り、それぞれの炉でどのような健全性が保たれて
いるかというのは、もちろん、そのたびごとに、
その炉ごとに審査されるというふうに理解してお
りますので、もし停止期間が長ければ、当然脆化
の進み度は進んでいいというふうになると思いま
すので、安全審査の方もそれに基づいて十分審
査されるものだと私は理解しております。

難しいのは、何年、日本の場合は二十年などといいますが、その予測の信頼性をどうとするかということで、これが海外でもかなり慎重に審査せざるを得ないということで、過去のデータはそういうつってとれるんですが、将来的な審査、炉の寿命について、予測技術というのがどこまでこの後進んでいくのかということが重要なになってくるかと私は考えております。

○細田(健)委員 ありがとうございました。

そうですね。当然、その科学的な手法、あるいはその妥当性についてはさまざまな議論があり得ると思いますけれども、ぜひそういうことから本当に逃げずに議論をしていただきたいと思つております。

もう一問鈴木先生にお願いをしたいんですけど、ども、現在、いわゆる独立した規制委員会、又はそのもとの規制局が設置されているというのは非常に大きな進歩であるというふうに考えておりま

ますが、他方で、この規制委員会が、独立だけで、その結果何が起こっているかというと、基本的に規制委員会に所属しておられる五人の先生方のみがさまざまなかなりの審査をされた。したがって、その五人の先生方、当然その五人の先生方は非常にクレディビリティーの高い先生方だと思っておりませんけれども、他方で、やはり一日はお一人の先生方にとっては全員二十四時間ですから、そういう意味で、その五人の先生方に過大な負担がかかり、それが結果として、例えば安全審査のおくれにつながりしているというような批判もございます。

我が国の原子力工学、あるいはこの関連した分野、あるいは地震、津波の分野においては相当程度の研究人材の厚みがあると思っておりまして、そういう方を、例えば核燃料安全専門審査委員会でありますとか、あるいは原子炉安全専門審査会の方に登用して、さまざまなかなりの意見を伺いながら、あるいはさまざまな方が審査に携わるという形でクロスチェックを行いながら、審査の合理性、あるいはそのスピードを高めるということが必要ではないかといふふうに考えております。当然、これはやり方の問題も含めてなんでしょうけれども。

そういう意味で、今の基本的にはその五人の先生のみが判断をするというやり方というのは、逆に言いますと、ちょっと、やや大丈夫なのかなというところがございまして、この点についての鈴木先生の御見解をお伺いできればと思います。

○鈴木参考人 ありがとうございます。
まず、御指摘のとおり、規制委員会が孤立してはいけないというのは、私もそう思います。

五人で全部が判断できるわけではもちろんないわけで、事務局である規制庁、ここが十分に専門的な能力を持つて五人を支えるというのが仕組みのはずですから、規制庁は、当然ながらいろいろな専門知識を持つてゐる方々が集まつて、さらに、最新の科学技術情報については原子力産業界ともコミュニケーションをちゃんととつて、新しい情報について規制委員の先生方に情報を提供する。

私がちょっと危惧していたのは、五人の先生方が分担を決められて、例えば個別分野でA先生が決められるというふうになつてしまつますと、五人ではない、逆に一人になつてしまつおそれがある、この方がむしろちょっと心配だつたんですね。そもそも五人は合議制で議論すべきだというふうになつてゐると思いますので、これは原子力委員会のときも同じだつたんですが、担当は原子力委員会のときには決められなかつたんですね、全て五人で議論をするというふうになつておりますので。それが一つちょっとあるかなと。

一方で、新しい、最新の知見についての情報をどうとるかというのは、例えば米国なんかでは当然ながら、学会、ASMEというアメリカ機械学会ですね、そこの議論にも規制当局の専門家がちゃんと参加して常に最新情報を手に入れるという仕組みがありますので、もちろん日本でもそういう方向で今進んでいると思いますが、御指摘のとおり、孤立してはいけない、最新科学技術情報をちゃんと規制庁が把握して、それで総合的に五人の委員会で議論していくだくという形をとるべきだと思つております。

○細田(健)委員 ありがとうございました。

本当に、今の鈴木先生の御懸念は全く共有するところでございまして、今までに、例えば更田先生ならば、こういう御担当、田中先生ならばこういふ御担当という形になつてしまつて、基本的には、最終的な決定は当然合議の上でということになるんでしようけれども、実質的な審査というのはもう本当に一人の方の判断と、いうような形に

なつっていますので、これは本当に更田先生とかはある意味大変な時間的あるいは精神的な重圧の中でお仕事をされておられるというので、これは本当に私は敬意を表したいと一方で思つておりますけれども、ただ、やはりそういう意味でのいろいろな負担の分散あるいはリスクの分散ということで、多數の方に審査の過程に入つていただき、またスピードアップを図るということも必要ではなかといふに思います。

それでは、益田先生に一点お伺いしたいと思います。

今規制委員会あるいは規制庁に対する批判に、効率性という概念が余りにも欠けているのではないかという批判がござります。

これは、例えば、いわゆる炉の設置については標準処理期間というのが行政手続法というので我が国では定められておりまして、基本的には二年という審査期間というのが標準処理期間とされていますが、他方で、今、現実を見ますと、審査の許可申請をしてから四年以上放置をされるような状況というのがございまして、この点、日本の規制委員会のカウンターパートであるアメリカのNRCであれば、相当、効率性の原則というようなものについても配慮を払つた組織運営が行われております。

当然、審査は厳正にやつていただかなければなりませんから、別にむやみに早めると言つてもやはり全くございませんけれども、ただ、一方で、当然、民間事業者を相手にしている限り、ある程度の予見性を持つて規制当局も、つまり、予見性というものは、いつごろまでには審査を終わる、法定は二年とされているわけなんですけれども、そういう予見性というのが非常に重要だというふうに思つていまして、この点について特にアメリカが、各行政機関の効率性が不十分であるというふうに考えられるときに、例えばGAOはどういう勧告を出すことが例としてあるのかということについてお伺いできればというふうに思います。

○益田参考人 一般的的な回答になつてしまいますが

けれども、効率性の観点ももちろん評価の項目に入つてまいります。効果のところを強調しましたけれども、効率性があつて、そしてまた効果も測定するというところになります。

G A O の場合は、その政策領域に関してスペシャリスト、専門家を置いて評価をしておりまして、それも、繰り返し、それが非常に国家のリスクとして捉えられるものであれば、効率性や効果の有効性の観点から評価を繰り返します。なので、そうしたことを持って、行政機関に対して、又は必要に応じて関係した国会の委員会に對して意見を出して、それがどのように履行されたのかをフォローし続けるという対応をとります。

○細田(健)委員 ありがとうございます。

まさに、規制委員会、規制庁の効率性が問われている場面であるというふうに認識をしております。

それでは、黒川先生と石橋先生にお伺いをしたいと思います。

今ある申し述べでまいりましたけれども、さまざまの批判がある中で、規制委員会、規制庁はそ

れなりに成果を出し、また、頑張ってきておられることは思つておりますが、ただ、一方で、先ほど申し上げたような、独立と孤立を陥げ違えているのではないかとか、あるいは、余りに過去の規制行政との非連続性を強調する余り、学界から孤立しているのではないかとか、それから、確かに安

全性の向上というのは必要ですけれども、ただ、一方で、当然行政組織としては効率性が求められるわけで、余りにも審査が非効率ではないかといふような、またさまざまな批判もあるというのも事実でございます。

これらについて、過去の事故調のレポートをまとめられたという御経験から、それぞれ、もし仮に規制庁、規制当局に今アドバイスあるいはコメントをするとすれば、どういうコメントを出されるのかということをぜひお伺いしたいと思います。

○黒川参考人 私、実は、前の規制委員会のとき

の田中先生のところにも行きましたし、今度も入つてまいります。効果のところを強調しましたけれども、効率性があつて、そしてまた効果も測定するというところになります。

G A O の場合は、その政策領域に関してスペシャリスト、専門家を置いて評価をしておりまして、それも、繰り返し、それが非常に国家のリスクとして捉えられるものであれば、効率性や効果の有効性の観点から評価を繰り返します。なので、そうしたことを持って、行政機関に対して、又は必要に応じて関係した国会の委員会に對して意見を出して、それがどのように履行されたのかをフォローし続けるという対応をとります。

○細田(健)委員 ありがとうございます。

まさに、規制委員会、規制庁の効率性が問われている場面であるというふうに認識をしております。

それでは、黒川先生と石橋先生にお伺いをしたいと思います。

今ある申し述べでまいりましたけれども、さまざまの批判がある中で、規制委員会、規制庁はそれなりに成果を出し、また、頑張ってきておられるとは思つておりますが、ただ、一方で、先ほど申し上げたような、独立と孤立を陥げ違えているのではないかとか、あるいは、余りに過去の規制行政との非連続性を強調する余り、学界から孤立しているのではないかとか、それから、確かに安

全性の向上というのは必要ですけれども、ただ、一方で、当然行政組織としては効率性が求められるわけで、余りにも審査が非効率ではないかといふような、またさまざまな批判もあるというのも事実でございます。

これらについて、過去の事故調のレポートをまとめられたという御経験から、それぞれ、もし仮に規制庁、規制当局に今アドバイスあるいはコメントをするとすれば、どういうコメントを出されるのかということをぜひお伺いしたいと思います。

○黒川参考人 私、実は、前の規制委員会のとき

の田中先生のところにも行きましたし、今度も入つてまいります。効果のところを強調しましたけれども、効率性があつて、そしてまた効果も測定するというところになります。

G A O の場合は、その政策領域に関してスペシャリスト、専門家を置いて評価をしておりまして、それも、繰り返し、それが非常に国家のリスクとして捉えられるものであれば、効率性や効果の有効性の観点から評価を繰り返します。なので、そうしたことを持って、行政機関に対して、又は必要に応じて関係した国会の委員会に對して意見を出して、それがどのように履行されたのかをフォローし続けるという対応をとります。

○細田(健)委員 ありがとうございます。

まさに、規制委員会、規制庁の効率性が問われている場面であるというふうに認識をしております。

それでは、黒川先生と石橋先生にお伺いをしたいと思います。

今ある申し述べでまいりましたけれども、さまざまの批判がある中で、規制委員会、規制庁はそれなりに成果を出し、また、頑張ってきておられるとは思つておりますが、ただ、一方で、先ほど申し上げたような、独立と孤立を陥げ違えているのではないかとか、あるいは、余りに過去の規制行政との非連続性を強調する余り、学界から孤立しているのではないかとか、それから、確かに安

全性の向上というのは必要ですけれども、ただ、一方で、当然行政組織としては効率性が求められるわけで、余りにも審査が非効率ではないかといふような、またさまざまな批判もあるというのも事実でございます。

これらについて、過去の事故調のレポートをまとめられたという御経験から、それぞれ、もし仮に規制庁、規制当局に今アドバイスあるいはコメントをするとすれば、どういうコメントを出されるのかということをぜひお伺いしたいと思います。

○黒川参考人 私、実は、前の規制委員会のとき

の田中先生のところにも行きましたし、今度も入つてまいります。効果のところを強調しましたけれども、効率性があつて、そしてまた効果も測定するというところになります。

G A O の場合は、その政策領域に関してスペシャリスト、専門家を置いて評価をしておりまして、それも、繰り返し、それが非常に国家のリスクとして捉えられるものであれば、効率性や効果の有効性の観点から評価を繰り返します。なので、そうしたことを持って、行政機関に対して、又は必要に応じて関係した国会の委員会に對して意見を出して、それがどのように履行されたのかをフォローし続けるという対応をとります。

○細田(健)委員 ありがとうございます。

まさに、規制委員会、規制庁の効率性が問われている場面であるというふうに認識をしております。

それでは、黒川先生と石橋先生にお伺いをしたいと思います。

今ある申し述べでまいりましたけれども、さまざまの批判がある中で、規制委員会、規制庁はそれなりに成果を出し、また、頑張ってきておられるとは思つておりますが、ただ、一方で、先ほど申し上げたような、独立と孤立を陥げ違えているのではないかとか、あるいは、余りに過去の規制行政との非連続性を強調する余り、学界から孤立しているのではないかとか、それから、確かに安

全性の向上というのは必要ですけれども、ただ、一方で、当然行政組織としては効率性が求められるわけで、余りにも審査が非効率ではないかといふような、またさまざまな批判もあるというのも事実でございます。

これらについて、過去の事故調のレポートをまとめられたという御経験から、それぞれ、もし仮に規制庁、規制当局に今アドバイスあるいはコメントをするとすれば、どういうコメントを出されるのかということをぜひお伺いしたいと思います。

○黒川参考人 私、実は、前の規制委員会のとき

いか。

これも、規制委員会ができるときの附帯決議で、地方自治体にそういう仕組みをつくるべきだという附帯決議がされているんですが、これも実現していないということで、ぜひ国会の方で、附帯決議が一体どうなっているのだということを要求していただきたい、地元で、地元の皆さん、住民の方や他の専門家の方々の意見を踏まえた上で、安全審査の仕組みというのを考えていただきたいと思います。

○高木委員長 質疑時間、終了しております。○細田(健)委員 先生方、非常に有益な、参考になる議論をすることができました。本当にありがとうございました。

○菅(直)委員 次に、菅直人君。

○菅(直)委員 きょうは、参考人の四先生方、どうありがとうございます。

この委員会に先立つて、私も、黒川先生の「規制の虜」をもう一回読んでみたり、あるいは、この国会事故調ができるときの経緯を自民党的の塩崎さんが書かれた本を読んでみたりいたしました。

先ほど来、委員の方から幾つかの指摘、これはどなたが答えるのかわかりませんけれども、率直に申し上げて、例えば、実施計画について石橋さんからもあるいは黒川先生からもありましたけれども、私の知る限り、七つの提言に対しても、国会としてそれを踏まえた実施計画を策定するという作業はスタートができないないというのが私の認識です。ですから、その進捗状態を国民に公表するということも、残念ながらきておりません。

私は改めて、この報告書の「はじめに」というところ、多分これは黒川先生が中心に書かれたんじゃないかなと思いますが、あえて読み上げさせていただきたいと思うんです。想定できたはずの事故がなぜ起きたのか。その根本的な原因是、日本が高度経済成長を遂げたこれまでにさかのぼる。政界、官界、財界が一体となり、国策として共通の目標に向かって進む中、

複雑に絡まつた規制のとりこが生まれた。そこに

は、ほぼ五十年にわたる一党政配と、新卒一括採用、年功序列、終身雇用といった官と財の際立つた組織構造と、それを当然と考える日本人の思いが、慢心に変わり始めた。入社や入省年次で上り詰める単線路線のエリートたちにとって、前例を踏襲すること、組織の利益を守ることは、重要な使命となつた。この使命は、国民の命を守ることよりも優先され、世界の安全に対する動向を知りながらも、それらに目を向けずに安全対策は先送りされた。

これがまさに先生方がつくられた報告書の初めで、「そして、日本の原発は、いわば無防備のまま、三・一一の日を迎えることとなつた。」と締めくくられています。

私は、この委員会ができたことも、そしてアドバイザリー・ポートができたことも大変よかったです。と思っているのですが、率直に言つて、こちらの側に座らせていただいて、まだまだ、極めて不十分だと。議論そのものの中身を含めて、一番本質的な議論が、きょうの委員会、これも久しぶりですけれども、必ずしもなされていない。

つまりは、規制委員会の個別のこととか、いろいろなことはいろいろなところでできるんです。が、まさに、この報告書で示された、ある意味では日本の中のものが成功する中で逆に大きな失敗を招いたという、その反省に立った議論が残念ながら国会では十分に行われていないという感覚です。ですから、その進捗状態を国民に公表するというふうに今感じております。

○菅(直)委員 ありがとうございます。

そのとおりだと思いますが、例えば、三菱銀行の人が住友銀行に移れますか。では、日立のエンジニアがパナソニックに移れますか。移りにくいや

ですね。それで、三菱銀行の人は住友銀行には移れないけれども、外資系には移れるんですよ。

そんな国ありますか。日本ぐらいですよ、新卒で動けなくなつちゃつてます。動けなくなるのであれば、どうしたつてそんたくしますよね。

だから、それがずっと今まで続いていて、うまくなつたからということだけれども、戦前は少なくとも長男しか家督を継げなかつたですから、そんなことは最初から思つていません。

だから、それが皆さんの常識だったというところに一番の問題があるわけで、神戸製鋼も三菱マテリアルも東芝も全て、案件についての議論が、いろいろな議論をした上で責任ある人が決めています。

だから、そういうことを言つたのが、東芝もあつという間に破綻したでしょう。神戸製鋼も、三十年、みんな知つてたんだけれども、言えなかつたわけでしょう。何で言えないのでですか。横に動けないからですよ。それが東芝みたいな会社でもそうなつてしまつて、福島の事故はそれを世界じゅうに見せちゃつただけなんですよ。

だけれども、その下にあるのは、横に動けないのが当たり前だと思つて年功序列でいつきました

の話が出ましたが、私はかつて、憲法六十五条规定で、當時野党であった自民党的塩崎さんがこの国会事故調をつくるのを物すごく努力されたことを私もよく聞いております。

そして、先ほども益田参考の方からもGAOの話が出ましたが、私はかつて、憲法六十五条规定で、當時行政監察局と大分議論をやつたことがあります。つまり、行政監察局の機能を全部国会に移したらどうかということを提案をしたら、憲法六十五条规定に反するという反論が當時の政府から出されました。つまり、憲法六十五条规定の話が出てきました。

益田参考の方からも、「行政権は、内閣に属する。」と。つまりは、行政権にかかるものは内閣がやるんであつて、立法府がやるものじゃないというのが霞が関官庁における憲法解釈として当時は少なくともありました。

その点、やはりアメリカの場合には、行政権と立法府が非常にはつきりと分かれているということがあつて、意味合いが若干違うところもありますけれども、益田参考人があえてお聞きしたいんで

ませていただくと、私が今思つた感想に率直に当

てはまると思います。「百年ほど前に」の那次です。日本は変わらないというのが得意わざのよ

うでございまして、こここの文章です。

事故に、日本は今後どう対応し、どう変わつていいのか。これを、世界は厳しく注視しています。私たちはこの経験を無駄にしてはならないと書かれています。

世界が注視しているだけではなく、今、この事故を起こしてしまったのは今現在大人である私たちの世代ですけれども、今後生まれてくるであろう世代も私たちを見つめているというふうに感じます。

この機会を、変わり始める第一歩としてできるかどうか、それをどうするのかは私たちの判断によるというふうに今感じております。

○菅(直)委員 ありがとうございます。

それと、これは与野党を超えて申し上げたいんですけども、當時野党であった自民党的塩崎さんがこの国会事故調をつくるのを物すごく努力されたことを私もよく聞いております。

その点、やはりアメリカの場合には、行政権と立法府が非常にはつきりと分かれているということがあつて、意味合いが若干違うところもあります

けれども、益田参考人があえてお聞きしたいんで

○黒川参考人 ありがとうございます。

そのとおりだと思います。

○石橋参考人 今ごらんいただきております事故調の黒川先生の「はじめに」の次のページ、二ページ目の真ん中よりちょっと下ぐらいのところを読

すが、私は、立法府にそういう機能を持たせるということは大いに賛成なんですが、なかなかそれが国會議員自身、与党になつたり野党になつたり最近多少はしていますけれども、与党になると、もう全部行政でやろうと思うんですね。行政の中のことは自分たちと役人で決めようとするわけです。

国会という場はなるべくそういうことは議論させたくないという気分が、どうしても与党になることがあるように思えてなりませんが、益田さんから見て、この問題、どのように見られているか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○益田参考人 御質問ありがとうございます。しかも、大変難しく、根幹の問い合わせをいただきました。

議院内閣制において行政監視機能を働かせようとしますと、どうしても、与党と野党との対立関係の中で行政監視機能をどのようにつくり上げていくのかというところになります。それは、確かに、大統領制のようにはつきりと、立法府と行政の間での権力のチェック・アンド・バランスから、その対抗関係を使って行政監視を行おうとするところでは、違いが出てくるかと思いま

す。ただ、兩者とも、イギリスやアメリカの実際の動きを見ますと、最初に国会が、また議会側が行政監視機能を強化しようというふうに、大きく動きを始めるのは議会からであるというところが大事なことであろうかと思います。

ただ、それを、独立した機関を生かしていくのか、又は、既にある議会の中の委員会をより、法案を作成するというよりも、行政監視機能の観点から、党派性をなるべく薄める形で議論をしていくかといふことは、先例がありますので、可能なのではないかと思います。

○菅(直)委員 ありがとうございます。
私も結構長くこの国会にいるんですが、例え

ば、我々が、野党が長かつたですから、いろいろと法案の、政策なんかを委員部なんかに聞くんですが、委員部でしたか、ほとんどは役所からの出向なんですね。そのトップが。ですから、野党が政策立案、法案をつくろうと思うと、基本的には官僚出身の人がそういうポジションについていて、委員部の委員長なんかについてて、やつているわけですね。ですから、これは国会の中でなかなか、変えることが非常に難しいんです。というのは、与党になつた途端に、それでいいとみんな思つちゃうんですね。

ですから、そこは、逆陳情で恐縮ですが、やはりアメリカと日本の制度の違いというよりは、官僚を中心つくる、つまりは、国会でいうと与党が決めるのが当たり前だという形でつづつしていく、本當の意味での行政府から独立した立法府といふついでに言いますと、私は、よく国会のことを立法府だと言う人がいるので、間違っている、国会は國權の最高機關なんだ。つまりは、どういふことかといふと、なぜ国会が國權の最高機關と書いてあるかといえば、それは、主權者である国民が直接選ぶのは国會議員であつて、つまり、日本國憲法は主權者が国民であるということが一番のベースになつてゐるわけであつて、そこから、その中の機能としての三権分立、権限の三権分立ではなくて機能として、立法は国会を中心に、そして行政は内閣を中心に、司法は裁判所を中心にならねばならない。しかし、権限は最終的には国民が持つてゐる。

理由は、私から見るとただ一つです。つまりは、再処理をやめると言つた途端に、再稼働したときに生じる使用済み燃料を持つていく場所がなくなる。今のところは、再処理をするということを前提として青森にいわば預かつてもらつてゐるわけですね。ですから、それは預かりじゃないくて持つてきつ放しになるということについては、かつての自民党政権時代に当時の閣僚と県が覚書を交わしていく、あくまでそれは一時的な預かりだ

○菅(直)委員 ありがとうございます。
エージェント理論で行政学者などは議論するんで

すけれども、その際も、確かに、今御発言にあるとおり、究極のプリンシバル、主権者は国民である、究極のエージェントが官僚組織なのである、いかにしてプリンシバルである国民が究極のエージェントである行政機関を監視するのかという視点が必要だというような話がござりますけれども、なかなかお答えしにくいんですけど、行政学の領域でもその認識はあるというふうに思います。

○菅(直)委員 ありがとうございます。
それから、鈴木参考人にも、ここで言われることは、私は、ほとんど一〇〇%、先生が指摘されたことは当然のことだと思っているんです。が、これもなかなか国会ではこういう議論にならない。ほとんど役所がこれと真反対なことを、多分、間違つていることをわかつていて言ふんです。つまりは、もう今や、直接、オンカロそのものがいいかどうかは別として、再処理をしてどうかなるようなものではないことはわかつていて、ずなのに、今なおそれにこだわる。

理由は、私から見るとただ一つです。つまりは、再処理をやめると言つた途端に、再稼働したときに生じる使用済み燃料を持つていく場所がなくなる。今のところは、再処理をするということを前提として青森にいわば預かつてもらつてゐるわけですね。ですから、それは預かりじゃないくて持つてきつ放しになるということについては、かつての自民党政権時代に当時の閣僚と県が覚書を交わしていく、あくまでそれは一時的な預かりだ

○益田参考人 ありがとうございます。
エージェント理論で行政学者などは議論するんで

現実に、再処理が動いていないと使用済み燃料の行き先がなくなつてしまつという、ふん詰まりになるというのが今も続いているわけですが、少し変わつてきていてるのではないかというの、最近、例えば玄海では、オンラインサイトで、発電所のサイトに中間貯蔵として乾式貯蔵を認めてもよいという御意見とか、浜岡では既に、廃炉になる原子炉から出てくる使用済み燃料については浜岡の発電所サイトで中間貯蔵してもいいとか、少しづつ地元の方々の理解が出てきているのではないかと。でも、その前提に、御指摘のとおり、じや、その後どうするのかといふことが決まらないと、なかなか周囲の方々は、逆に、地元はよくても、県の方で納得されない可能性が高いということですね。

そのためにも、私はぜひ、使用済み燃料の直接処分を可能にするように、特定廃棄物の処分に関する法律の中に、地層処分の対象となつてゐるものが、再処理から出てくる廃棄物しか今対象になつていないので、使用済み燃料は直接処分ができるんですね。その法律を変えればいいわけですね。それはそんなに難しい話ではなくて、この特定廃棄物の定義の中に使用済み燃料も含むというのを一言入れればいいだけの話で、私は原子力委員会にいたときにもこの議論を何回も役所の方としましたが、法律を変えるのが先なのか、全量再処理を変えるのが先なのかといふ議論が延々と続いて、全量再処理政策を変えない限り、法律は変えられないというものが役所の立場なんですか。私は言わせてみれば、既に、再処理できまい使用済み燃料、まあ、事故が起きてしまいましたし、現実に破損した使用済み燃料とか、研究炉か

ら出てくる使用済み燃料とか、再処理できない使用済み燃料があるわけですから、早く法律を改正して、再処理の原則は保つてもいいから、まず、再処理できない使用済み燃料を処分できるように法律を改正することが大事ではないかというふうに考えています。これができるれば、電力会社も、あるいは地元の自治体の方も、行き先ができるだけなので、その法律改正が大事だと思つています。

○菅(直)委員 もう一点、イギリスとフランスのいわゆる再処理の工場私、イギリスのニューヨークリア・デコミッショニ・オーソリティに行つて、向こうと話をしたこともあるんですけども、基本的には、少なくともフォーマルではないですが、場合によつては自分の方で、ある程度の費用さえ払つてくれれば再処理をしてもらいたと言つてくれているはずなんです。それで、我々、いろいろなところで役所を呼んで聞くんですが、いや、そういう交渉については答えられないとか、つまり、我々が聞いても、答えられないと言つています。

ですから、再処理の問題そのものを、今先生が言つたように、地層処分を含めた新しい道筋があるといふことと、たまり過ぎているプルトニウムの、もう一回もとに戻す、そういうやり方についても、国としてもとそういうことを積極的にやるよう、ぜひこれも逆陳情で恐縮ですが、皆

さん方の立場からも発言をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木参考人 イギリスは、もう公式に、イギリス国内にある、貯蔵しているプルトニウムの所有権を引き取るということは政策として公表していますので、別に隠れてやっているわけではなくて、これはイギリス側はいつでもという状況になつています。現にドイツとかスウェーデンのプルトニウムを引き取っていますので、制度的には何の問題もイギリス側はない。

最近の報道で、日本政府がイギリス政府と初めて、このプルトニウムの引取りについて、交渉し

ます。私は見たことがあるんですが、今回、原子力委員会の提言の中に、プルトニウム利用の基本的考え方の中に、海外にあるプルトニウムについては電力会社と協力して進めるようという表現があります。

私は、提言として、電力会社に、もちろん、今

は電力会社の所有物なので、そういうふうに政府が指導していくことは大事だと思うんですが、最終

的に、もし電力会社ができない場合は、ちゃんと

原子力基本法に、核物質防護の觀点から、政府が民間のプルトニウムを購入できるというふうに書いてあるわけですね。だから、政府がやる気になれば民間のプルトニウムも購入できる。自分で購入して自分のものにしてから交渉する手もある。

現に「もんじゅ」の燃料は電力会社から買つてあるわけですね。だから、政府がやる気になれば民間のプルトニウムも購入できる。自分で購入して自分のものにしてから交渉する手もある。

現にも私は可能だと思いますので、そういう提言をさせていただいています。

○菅(直)委員 積極的にプルトニウム削減のために政府が責任を持って取り組むことが必要だと私どもは考えております。

○菅(直)委員 大変有意義な御意見をありがとうございます。

時間がですので、これで終わりにします。

○高木委員長 次に、齊木武志君。

○齊木委員 国民民主党の齊木武志です。

私も、「もんじゅ」が地元にあります、そしてまた、プルサーマル発電が高浜の三、四号機で本

日も行われておりますので、今報道でも、核燃サイクル、日本はどうなるのか、進むべきか引くべ

きかというの是非常に新聞紙上にぎわしております。その核燃サイクルの今後について、鈴木先

生を中心に伺わせていただければというふうに思います。

したがって、軽水炉の、今の六ヶ所再処理工場

を動かすことのメリットの中には、減容も毒性低減も余り意味がなく、むしろ、MOX使用済み燃

料が出てきちやいますと、それを直接処分するよ

うになりますとリスクもそれから容積もふえてしまう。これが私が言つたことです。

○齊木委員 もう一点、有害度の低減といふところも資源エネルギー庁側は主張を強くするんですけれども、それも余り効果がないということなん

ですが、ここも詳しく述べて教えていただけますか。

○鈴木参考人 先ほどのグラフを見ていただくとわかりますが、経産省が言う有害度というのは、例えば、天然ウランの毒性に到達するのに何年かかるかというグラフがありますよね、あれを見て

いるわけですね。あれは事実。科学的に正しいわけですね。さつき虎の例を言いましたが、虎が何匹いても、だんだんだんだん時間とともに減つていきますよというグラフですね。それは再処理した方が確かに減ることは間違いないです。

私が言つたかったことは、そのため取り出すわけですね、毒性のある高いものを、プルトニウムといふ。その取り出したプルトニウムのリスク

まで考えないとリスクの評価にはならない。といふのが、先ほどの私のグラフでありますと、十

ページの絵の一一番下に書いてある説明ですね。高

レベル廃棄物と人間の障壁を考えていな。裸の虎を比べているだけの話なわけですね、これは。

現実には、使用済み燃料という中に閉じこもつて、しかも、実際に地層処分してしまいますと、

地層が壁になっているわけですね。だから、地層を伝つて地上に出てきたときのリスクを考える

のが地層処分のリスクなわけですが、それが地層が壁になつていて、今再処理をして軽水炉だけ

でリサイクルするわけですから、そのリスクを考

えますと、使用済み燃料の毒性は減つても、地上にいる人間にに対する被曝量はふえてしまつ。とい

うのが、その次の十二ページの評価の数値です。

だから、一面だけしか評価していないということ

ですね、有害度の低減というのは。わかつていただけましたか。

○齊木委員 ありがとうございます。

それと、事業者側ともいろいろ話をすると、やはり六ヶ所村が二〇二一年に竣工する、再処理加工場も、二〇二二年ですか、竣工する、もうすぐできる。これまで三兆円から四兆円ぐらいのお金を使っているので、動かしからつた方がいいじゃないか、コストを考えてもそっちの方がリーズナブルでしょうという主張が聞こえてくるんですねけれども、それに関して、コストはどうですか。

○鈴木参考人 それもよく誤解を生む表現なんですが、動かしてそれが節約になるなら、リターンがあれば、利益が返ってくるなら動かした方が当然いいわけですね。ところが、動かして出てきたMOXを加工して更に原子炉に入れますと、軽水炉の普通のウラン燃料を使うよりは損をするわけですね、高いので。使えば使うほどお金がかかる。それが八ページの右下の数値です。

したがって、これまでお金を使つたので、もつたいないから動かしましようというのではなく、結果、節約になれば、その分確かに使つた方がいいわけですが、動かせば動かすほど、動かさない場合に比べるとお金がかかつてしまうというのが、この右下の表です。したがって、動かした方が私は損だというふうに評価をしています。

○齊木委員 これは二〇一二年に評価されていると思うんですが、現在それよりかなり工事は進んでいると思います。

○鈴木参考人 同じですね、基本的には。むしろ、過去にかけたお金は関係なく、これから幾らかかるかということですね。これから幾らかかるかは同じ評価になると思います。

○齊木委員 ありがとうございます。

そして、プルトニウムのやはり四十七トンという日本の保有量も、これはIAEA始めて、国際社会からもいろいろ指摘のあるところです。できたプルトニウムをどう燃やしていく、使っていくのかといふことも先ほど言及がありましたけ

れども、恐らく、先ほど言及されたのはイギリスのPRISM構想かなというふうに思つておるんではけれども、プルトニウム、イギリスも百トン以上たしか持つていると思います。それを燃やすていくものとして高速炉のPRISM構想というのは持つてゐるというのは承知しておるんですけども、日本の場合に、できた四十七トンをどういう形で消費、低減を図つていくのが望ましいと考えですか。

○鈴木参考人 今の政府の計画は、全て日本に持ち帰つてきて、軽水炉で燃やすという考え方なんですね。ところが、燃やす原子炉、MOXにして燃やす許可を得てゐる原子炉を稼働しているのは四基しか今ないわけですね。十三基以上動かさないと減つていかない、六ヶ所を動かす前提ですけれども、六ヶ所を動かさなければ、四基でも少し減つ減つていきます。でも、すごい時間がかかるのです。

まず、先ほど菅先生からありましたけれども、イギリス政府は、イギリスにある、二十一トンぐらいありますけれども、それを引き取つてもいいと。これは、イギリスはまだどう処分するかは決定していません。本来はもう三年ぐらい前に決めてしまなきゃいけないんですけれども、PRISMも一つの案です。MOX燃料にして軽水炉で燃やす案もあります。それから、アメリカと同じように直接処分する案も検討しています。まだ決まっていません。いずれにしても、日本は、イギリスにもし所有権を譲つてしまえば、これはイギリスの決定のもとにプルトニウムが処分されます。

フランスはそういう提案はしていませんので、今のところフランスのプルトニウムは持つて帰つてこなきゃいけないです。その場合、プルサーマルで燃やすことになりますが、時間がかかります。

○齊木委員 お聞きしていると、資源エネルギー庁との見解の隔たりはかなりあるなというのが率直な感想なんですね。

○鈴木参考人 ありがとうございます。

ただ、日本は、プルトニウムを資源として考えて、今までその研究開発をやつていませんので、やるとなつたら、アメリカやイギリスと協力して、プルトニウムの地層処分の知見をやはりこれから情報共有していかなきゃいけないと思いま

トん近くあると思うんですねけれども、これの行き先がまだ、使い道が決まっていないものについては処分も考える、あらゆるオプションを考えなさいと書いてあります。

処分という言葉が人つたのは今回が初めてです。したがつて、利用せずに、もう使用目的がないプルトニウムは処分も検討しなさいということは持つてゐるというのには承知しておるんですけども、日本は国内でもプルトニウムをごみとして地層処分することになるということになると思いまので、新しい概念だと思います。これがもし実現すれば、日本は国内でもプルトニウムをごみとして処分することになるということになると思いま

す。

○鈴木参考人 これは、もちろん可能だと思います。使用済み燃料の処分が可能であれば、プルトニウムの処分は可能です。

ただ、今アメリカがやろうとしていることは、あれは非常に純度の高いプルトニウムなので、固定化、安定化するための技術開発をしています。それではなくて、例えばガラス固化体、今、日本ではガラス固化体にしようとしていますが、そこにプルトニウムをませてしまうという案は前からあります。それでガラス固化体と一緒に捨ててしまう。

ただ、日本は、プルトニウムを資源として考えて、今までその研究開発をやつていませんので、やるとなつたら、アメリカやイギリスと協力して、プルトニウムの地層処分の知見をやはりこれから情報共有していかなきゃいけないと思いま

す。

今、プルトニウムについて言つても、MOXで燃やす加工のコストが高いので、経済的に考えれば、その部分も国がある程度保障してあげる。例えばドイツの場合、MOX燃料とウラン燃料の差額について国が支援をして、それで、ウラン燃料と同じ価格でプルサーマルを進めるということになつて、ドイツではプルサーマルがどんどん進んで、もう今ほとんどプルトニウムはドイツには残つていません。

したがつて、プルトニウムを削減をするということであれば、そういうふうな、事業者にとってインセンティブになるような政策を導入することが私は必要ではないか。それを全部電気事業者に

任せていくと、なかなか進まないと思います。

これも、電気事業者の方も、なかなか再処理が高い

というのを以前は認めていなかったのでそ

うことが言えなかつたんですが、今はサイクル

の方が高いということは認めていらつしやるの

で、その差額について国が支援して、プルサーマ

ルについては経済的損失が出ないようにしてあげ

るというのは一つの方法ではないかと思います。

○音木委員 今非常にいい例をお聞きしたなと思

うんですけれども、インセンティブですね。ドイ

ツの例だと思うんですけれども、どのようなイン

センティブ、具体的にどれぐらいのインセンティ

ブを与えてプルトニウム消費を進めたということ

なんでしょうか。

○鈴木参考人 ドイツは八〇年代にMOXの方が

高いということがわかりまして、それでドイツで

は、プルサーマル、MOXのリサイクルを実証事

業と呼んで、それで国が電力会社に支援をして、

事業者の負担はウラン燃料と同じ負担にとどめ

る、それより高い部分については国が支援すると

いう仕組みをつくって、電力会社に負担にならないようMOXの消費を進めたということなので、金額的に私、現在、頭の中、どれぐらいあるかわかりませんが、当時はそれほどの金額ではなかつたと思います。

○音木委員 現状 日本の場合には、MOX燃料

を燃やす、消費することに対してもインセンティブがあると思いますが、電力会社にとつてのインセンティブはあると思います。

○音木委員 そうしたメリットをつくることに

よつて誘導するという政策だと思うんですねけれども。

もう一点お聞きしたかったのが、私、資源エネ

ルギー庁に確認したところ、やはり今の炉規制法

は使った使用済み燃料をどう処分するかは最初に認可の段階で決めているだからその炉規制法

の変更届が必要だ、全量再処理ではなくて直接処

分するのであれば、そういった、先ほどの特定廃棄物の法律とともに、やはりその辺をいじつ

て、なつかつMOX燃料を燃やすことに対するイ

ンセンティブ、事業者にとつてもインセンティブ

を設けていけば、これは事業者がみずからプルトニウムを消費する、MOXを消費する方向に向っていくことは可能だというふうにお考えですか。

○鈴木参考人 今電気事業者がどういうふうに説明されているかわかりませんが、ドイツの場合

は、表の場でみずからMOXの方が高くてやりにくいということを言つていただけですね。したがつて、国が支援しますということが表の場で議論できましたけれども、今、電力会社はみずから喜んでリサイクルすると言つてゐるわけですね、

で、そういうふうに言われてしまうと、なかなかインセンティブつけられないですよね。

だから私は、電気事業者は、自由化になつたのであれば、みずから、MOXのリサイクルも再処理も経済的にデメリットがあるのでやりたくない

と発言をしない、国として支援するのは難しい

と思います。むしろ、それであれば、私が先ほど申しましたように、プルトニウムを国の所有物にしてしまって國が責任を持つて処分する。これは

岩盤研究所、フィンランドのオンカロ地下施設に行きました、また、次の年の二〇一四年の一月には、フランスのビュールの地下研究所も視察してきました。二〇一四年の八月には、ドイツのガアレーベンサイト、イスラエルのモントリ岩盤研究所、アメリカのハンフォードサイトを視察させていた

だいて、昨年の八月に、アメリカ・ニューメキシコ州カールズバッドにあります核廃棄物隔離試験施設、WIPPも、なかなか難しかつたんですね。

その関連で、地層処分の研究にずっと行つてい

たんですが、原発の廃止措置もきちんと勉強していかなきやいけないだらうということで、ことし

は、やりたくないということを表の場でちゃんと支援をしました。

だから、ちゃんときちんと表の場でプルサーマ

ルについての意図を電気事業者がはつきりしない

限りは、私は支援制度は難しいかなと思っていま

すので、逆に、国がプルトニウムを買って、それ

で税金で処分してもらうという事業の方が進むと

思いますね。

○音木委員 ありがとうございます。

○高木委員長 次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之でございます。

四人の先生方、きょうは、貴重な御意見ありが

とうございました。

私は、この委員会に初めて参加をさせていただ

いているんですが、実は、五年前に超党派で高レ

ベル放射性廃棄物最終処分場を考える議員連盟と

いうのをつくりまして、自民党的河村建夫先生、

当時民進党だった増子輝彦先生と三人で共同代表

を務めております。

その議連をつくりた後、スウェーデンのエスボ

岩盤研究所、フィンランドのオンカロ地下施設に

行きました、また、次の年の二〇一四年の一月には、フランスのビュールの地下研究所も視察して

きました。二〇一四年の八月には、ドイツのガア

レーベンサイト、イスラエルのモントリ岩盤研究所、

アメリカのハンフォードサイトを視察させていた

だいて、昨年の八月に、アメリカ・ニューメキシ

コ州カールズバッドにあります核廃棄物隔離試験

施設、WIPPも、なかなか難しかつたんですね。

やりたいと言つていてるのに、国が支援する理屈は

なかなかつけていくと思います。ドイツの場合

の夏、お手元にちょっと配らせていただきまし

た、米国のザイオン原発とイギリスのセラフィー

ルドに視察に行つてきました。

この資料を見ていただきますと、ザイオン原

発、建屋が二棟あります。この中はもう何もあり

ませんで、もう建屋も今年度中になくなるという

ふうな状況でした。行く前に廃炉措置には三十

年ぐらいかかるというふうに一般に言われていますね。

○音木委員 ありがとうございます。

○高木委員長 次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之でございます。

四人の先生方、きょうは、貴重な御意見ありが

とうございました。

私は、この委員会に初めて参加をさせていただ

いているんですが、実は、五年前に超党派で高レ

ベル放射性廃棄物最終処分場を考える議員連盟と

いうのをつくりまして、自民党的河村建夫先生、

当時民進党だった増子輝彦先生と三人で共同代表

を務めております。

その議連をつくりた後、スウェーデンのエスボ

岩盤研究所、フィンランドのオンカロ地下施設に

行きました、また、次の年の二〇一四年の一月には、フランスのビュールの地下研究所も視察して

きました。二〇一四年の八月には、ドイツのガア

レーベンサイト、イスラエルのモントリ岩盤研究所、

アメリカのハンフォードサイトを視察させていた

だいて、昨年の八月に、アメリカ・ニューメキシ

コ州カールズバッドにあります核廃棄物隔離試験

施設、WIPPも、なかなか難しかつたんですね。

やりたいと言つていてるのに、国が支援する理屈は

なかなかつけていくと思います。ドイツの場合

の夏、お手元にちょっと配らせていただきまし

た、米国のザイオン原発とイギリスのセラフィー

ルドに視察に行つてきました。

この資料を見ていただきますと、ザイオン原

発、建屋が二棟あります。この中はもう何もあり

ませんで、もう建屋も今年度中になくなるという

ふうな状況でした。行く前に廃炉措置には三十

年ぐらいかかるというふうに一般に言われていますね。

○音木委員 ありがとうございます。

○高木委員長 次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之でございます。

四人の先生方、きょうは、貴重な御意見ありが

とうございました。

私は、この委員会に初めて参加をさせていただ

いているんですが、実は、五年前に超党派で高レ

ベル放射性廃棄物最終処分場を考える議員連盟と

いうのをつくりまして、自民党的河村建夫先生、

当時民進党だった増子輝彦先生と三人で共同代表

を務めております。

その議連をつくりた後、スウェーデンのエスボ

岩盤研究所、フィンランドのオンカロ地下施設に

行きました、また、次の年の二〇一四年の一月には、フランスのビュールの地下研究所も視察して

きました。二〇一四年の八月には、ドイツのガア

レーベンサイト、イスラエルのモントリ岩盤研究所、

アメリカのハンフォードサイトを視察させていた

だいて、昨年の八月に、アメリカ・ニューメキシ

コ州カールズバッドにあります核廃棄物隔離試験

施設、WIPPも、なかなか難しかつたんですね。

やりたいと言つていてるのに、国が支援する理屈は

なかなかつけていくと思います。ドイツの場合

の夏、お手元にちょっと配らせていただきまし

た、米国のザイオン原発とイギリスのセラフィー

ルドに視察に行つてきました。

この資料を見ていただきますと、ザイオン原

発、建屋が二棟あります。この中はもう何もあり

ませんで、もう建屋も今年度中になくなるという

ふうな状況でした。行く前に廃炉措置には三十

年ぐらいかかるというふうに一般に言われていますね。

○音木委員 ありがとうございます。

○高木委員長 次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之でございます。

四人の先生方、きょうは、貴重な御意見ありが

とうございました。

私は、この委員会に初めて参加をさせていただ

いているんですが、実は、五年前に超党派で高レ

ベル放射性廃棄物最終処分場を考える議員連盟と

いうのをつくりまして、自民党的河村建夫先生、

当時民進党だった増子輝彦先生と三人で共同代表

を務めております。

その議連をつくりた後、スウェーデンのエスボ

岩盤研究所、フィンランドのオンカロ地下施設に

行きました、また、次の年の二〇一四年の一月には、フランスのビュールの地下研究所も視察して

きました。二〇一四年の八月には、ドイツのガア

レーベンサイト、イスラエルのモントリ岩盤研究所、

アメリカのハンフォードサイトを視察させていた

だいて、昨年の八月に、アメリカ・ニューメキシ

コ州カールズバッドにあります核廃棄物隔離試験

施設、WIPPも、なかなか難しかつたんですね。

やりたいと言つていてるのに、国が支援する理屈は

なかなかつけていくと思います。ドイツの場合

の夏、お手元にちょっと配らせていただきまし

た、米国のザイオン原発とイギリスのセラフィー

ルドに視察に行つてきました。

この資料を見ていただきますと、ザイオン原

発、建屋が二棟あります。この中はもう何もあり

ませんで、もう建屋も今年度中になくなるという

ふうな状況でした。行く前に廃炉措置には三十

年ぐらいかかるというふうに一般に言われていますね。

○音木委員 ありがとうございます。

○高木委員長 次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之でございます。

四人の先生方、きょうは、貴重な御意見ありが

とうございました。

私は、この委員会に初めて参加をさせていただ

いているんですが、実は、五年前に超党派で高レ

ベル放射性廃棄物最終処分場を考える議員連盟と

いうのをつくりまして、自民党的河村建夫先生、

当時民進党だった増子輝彦先生と三人で共同代表

を務めております。

その議連をつくりた後、スウェーデンのエスボ

岩盤研究所、フィンランドのオンカロ地下施設に

行きました、また、次の年の二〇一四年の一月には、フランスのビュールの地下研究所も視察して

きました。二〇一四年の八月には、ドイツのガア

レーベンサイト、イスラエルのモントリ岩盤研究所、

アメリカのハンフォードサイトを視察させていた

だいて、昨年の八月に、アメリカ・ニューメキシ

コ州カールズバッドにあります核廃棄物隔離試験

施設、WIPPも、なかなか難しかつたんですね。

やりたいと言つていてるのに、国が支援する理屈は

なかなかつけていくと思います。ドイツの場合

の夏、お手元にちょっと配らせていただきまし

た、米国のザイオン原発とイギリスのセラフィー

ルドに視察に行つてきました。

この資料を見ていただきますと、ザイオン原

発、建屋が二棟あります。この中はもう何もあり

ませんで、もう建屋も今年度中になくなるという

ふうな状況でした。行く前に廃炉措置には三十

年ぐらいかかるというふうに一般に言われていますね。

○音木委員 ありがとうございます。

○高木委員長 次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之でございます。

四人の先生方、きょうは、貴重な御意見ありが

とうございました。

私は、この委員会に初めて参加をさせていただ

いているんですが、実は、五年前に超党派で高レ

ベル放射性廃棄物最終処分場を考える議員連盟と

いうのをつくりまして、自民党的河村建夫先生、

当時民進党だった増子輝彦先生と三人で共同代表

を務めております。

その議連をつくりた後、スウェーデンのエスボ

岩盤研究所、フィンランドのオンカロ地下施設に

行きました、また、次の年の二〇一四年の一月には、フランスのビュールの地下研究所も視察して

きました。二〇一四年の八月には、ドイツのガア

レーベンサイト、イスラエルのモントリ岩盤研究所、

アメリカのハンフォードサイトを視察させていた

だいて、昨年の八月に、アメリカ・ニューメキシ

コ州カールズバッドにあります核廃棄物隔離試験

施設、WIPPも、なかなか難しかつたんですね。

やりたいと言つていてるのに、国が支援する理屈は

なかなかつけていくと思います。ドイツの場合

の夏、お手元にちょっと配らせていただきまし

た、米国のザイオン原発とイギリスのセラフィー

ルドに視察に行つてきました。

この資料を見ていただきますと、ザイオン原

発、建屋が二棟あります。この中はもう何もあり

ませんで、もう建屋も今年度中になくなるという

ふうな状況でした。行く前に廃炉措置には三十

年ぐらいかかるというふうに一般に言われていますね

でいつたときの使用済み廃棄物をどういうふうに置いておく、先生の乾式がいいというのもわかるんですが、そのあたりについては、鈴木先生、どう思われますか。

○鈴木参考人 廃止措置が決まった使用済み燃料をどうするかというのは、御指摘のとおり、行き先がないので、アメリカもこうですけれども、先ほどちょっと申しましたが、浜岡もそれで地元の方も同意していただいて、乾式貯蔵でオーケーです。

問題は、先ほどの話に戻りますが、その後、前

提は再処理するとなつていますので、再処理工場

を動かさないと持つてきようがないわけです

ね。だから、そのためのオプション、選択肢とし

て、地層処分、直接処分の選択肢を早くつくって

あげるのがいいのではないか。

ただ、日本は、残念ながら規制が厳しくて、残

念ながらというのはおかしいですけれども、建屋

がちゃんとなきやいけないんです。更地にぽんと

置いておくわけにはいかなくて、ちゃんとコンク

リートの建屋を建てて、その中に置くようになつ

ていますので、外からは見えないんですね。実

は、核物質防護の観点からも、これはフェンスが

きちっとなされていますが、結構厳しい防護対策

をとらなきやいけないので、地上に置いておく場

合でももちろんリスクはゼロではないので、きち

んとした管理が必要であることは間違いないで

す。ただ、プールに置いておくよりは、電気が要

らないというのは、福島事故を踏まえた上では非

常に大きいんだと思います。

それから、容量が柔軟にふやしていく。プールはもう最初から決まっていますので、プールを新しくつくるのはなかなか難しいですが、土地さえあれば乾式貯蔵はふやしていくので、そういう意味では、乾式貯蔵の方が経済的でもあり、安全面でもプラスだと思いますので、私は、廃止措置であろうが運転中のものであらうが、なるべく早く乾式貯蔵に移すのがいいと思っておりま

〔委員長退席、伊藤（忠）委員長代理着席〕

○富田委員 ザイオンでもセラフ・フィールドでも伺つたんですが、やはり、自分たちの知見を日本ほどちよつと申しましたが、浜岡もそれで地元の方も同意していただいて、乾式貯蔵でオーケーです。

問題は、先ほどの話に戻りますが、その後、前

提は再処理するとなつていますので、再処理工場

を動かさないと持つてきようがないわけです

ね。だから、そのためのオプション、選択肢とし

て、地層処分、直接処分の選択肢を早くつくって

あげるのがいいのではないか。

ただ、日本は、残念ながら規制が厳しくて、残

念ながらというのはおかしいですけれども、建屋

がちゃんとなきやいけないんです。更地にぽんと

置いておくわけにはいかなくて、ちゃんとコンク

リートの建屋を建てて、その中に置くようになつ

ていますので、外からは見えないんですね。実

は、核物質防護の観点からも、これはフェンスが

きちっとなされていますが、結構厳しい防護対策

をとらなきやいけないので、地上に置いておく場

合でももちろんリスクはゼロではないので、きち

んとした管理が必要であることは間違いないで

す。ただ、プールに置いておくよりは、電気が要

らないというのは、福島事故を踏まえた上では非

常に大きいんだと思います。

それから、容量が柔軟にふやしていく。プー

ルはもう最初から決まっていますので、プールを

新しくつくるのはなかなか難しいですが、土地さ

えあれば乾式貯蔵はふやしていくので、そう

いう意味では、乾式貯蔵の方が経済的でもあり、

安全面でもプラスだと思いますので、私は、廃止

措置であろうが運転中のものであらうが、なるべく早く乾式貯蔵に移すのがいいと思っておりま

すが、黒川先生の事故調の報告書の最初のところに、「(過酷事故)における心の準備や、各自の地位に伴う責任の重さへの理解、そして、それを果たす覚悟はあつたのか」というふうに書かれています。この事故が人災であることは明らかで、歴代及び当時の政府、規制当局、そして当事者である東京電力による、人々の命と社会を守るという责任感の欠如があつたというふうにおっしゃっています。

次に、黒川先生と石橋先生にお伺いしたいんで

あります。ありがとうございます。

実際に原発を設置また管理していく人材と廃止し

ていく人材を分けた方がいい、ここをきちんとし

ないと責任が不明確になるというような御指摘も

ありました。ありがとうございました。

今後、廃止措置を進めていかざるを得ない、特

に福島第一原発では特殊要因がたくさんある、そ

ういった中で、外国で実際進んでいる廃止措置の

知見をどういうふうに活用していくらよろしい

でしょうか。

○鈴木参考人 確かに、アメリカは、廃止措置専門のエンジニアリング企業が随分出てきまして、かなりノウハウを蓄えています。廃止措置は、原

子力工学科の専門家がそんなに、逆に、むしろ要

らないわけですね。環境の専門家とか、それから

工程管理がすごい重要で、いわゆるエンジニアリ

ング会社のノウハウが非常に有効だと思います。

もちろん、中の除染とかという場合には原子力の

専門家が必要ですが。

アメリカで伺つていますと、それぞれプラント

のデザインが違うので結構大変なんですが、どれ

を順番にやつていつたらいいかとか、そういうノ

ウハウが大分アメリカはできてきてるので、そ

れは日本も廃止措置のエンジニアリング能力を高

めていく方向に行かなきやいけないと思います

が、この人材確保のためにいわゆる新しい原子炉

を建てなきやいけないと言っていることがある

んですが、これは私は違うと思うんですね。

新しい原子力発電所の新設のノウハウと廃止措

置のノウハウとは、重なる部分もありますが、か

なり違いますので、もうフランスは廃止措置専門

のトレーニングセンターというのができています。

実は、二〇一三年に、エスピオンカロに行く

前に、フランスでロンゲさんという元老院の先生

にお会いしました。この方は、もともとフランス

の下院議員だったのですが、ビュール地下施設を

自分の御地元に誘致した。それまでずっと選挙で

負けたことがなかったのに、誘致した途端に選挙

で負けて、地方議会の議長になつて元老院に復活

してきた。自分が復活した後、その後の下院議員

は全部その地下施設認定派がちゃんと続いている

と。ただ、自分が誘致すれば選挙に落ちるんだ、

そういうことを言われて、そのときに言われてい

たのが、本当に、今両先生が言わされた透明性、公

開性、独立性、これが大事なんだ、ここをきちん

としていけば必ず住民の皆さんに理解されるとい

うお話をしました。そして最後に、ロングさんは、政

治家の覚悟が必要だというふうに我々に言つてくれ

ました。

なかなか、最終処分場、日本では動きません。

手挙げ方式から今変えてNUMOが一生懸命いろ

いろな地域で説明していますけれども、こういっ

た透明性、公開性、独立性、そしてまた政治家が

本当に覚悟を持つて取り組まないと動かないと思

うんですが、ここを動かしていくことについて、

どういうことに留意すればいいかということを、

黒川先生、石橋先生からお伺いできればと思いま

す。

〔伊藤（忠）委員長代理退席、委員長着席〕

○黒川参考人 そのとおりだと思います。

実は私、けさロンドンから帰つてきたんですけど

れども、五年前、G8、まだ8だつたんですけど

ども、十二月に、デービッド・キャメロンですけ

れども、きのうも会いましたけれども、デービッ

ド・キャメロンがG8のサミットで、これから高

齢社会になつてきて認知症は大問題になる、彼は

覚悟をかなりしてましたんですね。イギリスの場合

は、あれはタックスで払つてますから、タック

スを上げるとかそういうことをしなくちゃならな

いので、相当、選挙で落ちる覚悟をしてやるわけ

ですよね。

やつて、それで、最初の十四人のメンバーに私

は呼ばれて参加していましたけれども、今年五

月たつたので、今度リポートを出しましたけれど

も、二〇一二五年までに、認知症の治療か、それ

はなければ進行を抑えるような方策を出すと、み

んな日本もサインしているんですよ。それにつ

いて非常にみんな真剣に考えているんですよ。

トップがこれにサインしたんだからということを

言つてずっとやつてましたけれども、ちょうど

五年たつてみると、かなり認知症についての社

会の、出てきて、確かに今見ていると随分変わつ

たなと思いました。二つセッションがあつたんだ

けれども、その一つのセッションは最後は私が

まとめて、挨拶しました、まとめましたけれども、そういう何か政治家としての覚悟というのがあるんだなと思いますね。

それから、さつきから言っていると、役所に聞くところ言われてだまされちゃうんじゃないんだけれども、向こうの方がそれでずっとやつていませんけれども、二年か三年でかかるでしょう、やめないでしょ。だから、先輩のために、上がつていくためには、あれは間違つていましたと言えないと。それをやるのが政治なんですよ。だから、それを何で役所に相談するのかという話が私の言い方で、だから、それは専門家に聞いてきて、例えば鈴木さんのこところに聞いて、それを一々打破するとか、彼を連れていくてやるようなことをするとわかりますよ。

だから、一番原子力のことを見つけていたり、日本だと例えば大前さんみたいな人がいますよ。彼は、だつて、実際にそのときもやつていたし、MITでそれのPh.Dも取っている人が、再稼働をするためには、それこそ、先ほど言った、

そのときの新潟の知事の泉田さんがよく知つているから、泉田さんがオーケーだと言えば大丈夫だと公言していますからね。

だから、そういうところに、明らかに政治家の能力とコミットメントと、向こうは、役所の人はそれを遂行する人ですから。役所に聞くんじゃなくて、それじゃ変えられないというのは、国会がやることなんですよ。もう明らかに、イギリスもアメリカも議員が政策をつくつていて、役所はそれを遂行する人だから。その人たちにどうでしようかなんて聞いていること自体が本末転倒だと私は思つていてるわけですよ。

だって、彼らは、それはできないというのは、さつき言つたように、途中で三菱銀行をやめて、やめられないというところがあるから、そんたくして先輩にやりながら一生懸命それを、間違つていいということをずっと固執するわけじゃないですか。けれども、世の中は変わつちゃつていいですから、変えてもいいじやないのかという

話をしなくちゃいけない。これが国会で、議員の役割なんですよ。

だから、役所、今まで、戦前では、この間もちょっと、その前の事務次官の何人かの人と話をしたんだけれども、みんなよくできますよ、勉強していく。だけれども、変わったときに見える

ということはできる人たちじゃないんですね。

だけれども、七十年前、戦争が終わるまでは、日本が近代国家になつてまだ百五十年だからしようがないんだけれども、それまでは、ごく最近まで

は、みんな、あの人たちは天皇制の役人だったんですよ。だけれども、戦後になつてつくったのは、自分たちでつくったわけじゃないから、だから、みんなお上だと思つてゐるんですよ、無意識に霞が関を、全部がね。

だから、あの人たちはパブリックサーバントなんだからと、私、結構言いますけれども、だから俺の言うことを聞けなんて話を結構ちやいますけれどもね。だけれども、そういうプロセスにまだ日本がなつてないというところが一番の問題なんだと思つて。

向こうは確かに、議員さんも、自分の出身の地元じゃないですから。それは党が決めるんだからそれで、やはり大学のときから、別に選挙にそんなにお金はかかるないと言つていましたよ。だから、やはりどこに出すかというのは、次に出てくる自分たちのヘッドをやるために、多分年間行かせる、五人アメリカに行かせよう、アメリカのエンジニアを五人よこさせよう、向こうに、イギリスも行く。いろいろなことをやると、みんな共通のルールをつくつてきますから。そうすると、これから新興国が出てきたときに、みんな共通のルールができるじゃないですか。

何でみんな日本だけまねして、日本でやつきますからね、みんな、大学を出て党に入つてきますから。だから、お金がかかるわけじゃない。

どこに出すかというのは党が決めますから、こいつはできるといふになつてきたときには、一番辛ごわいところに出すわけですよ、多分負ける確率が多いんだけれども、その負け

知つていてるから。

そういう、何か明治維新のときには議会のあり方は向こうのまねをしたというのはよくわかるんだけれども、そうなつた歴史と哲学を全然勉強し

ませんけれども、あれで済んだという雰囲気があります。

そこで、だから、それで、六ヶ月前に検察が入つたとい

うニユースが一紙で出ていましたけれども、あれをあらわしてくるから、トニー・ブレアにしたつて、キャメロンにしたつて、みんな四十二、三歳で首相になるわけですよ。だから、そういう人たちをつくってきた歴史ということを、もうちょっと

と学んでくれないと私は思つていて、だから、先生のおっしゃるとおりだと思うんだけれども。

さつき言つた規制委員会も、アメリカ、イギリスの人には話しましたけれども、あのときに、日本

の規制委員会の人たちが多分すごく優秀な人たちは多いですよ、スタッフもね。だから、それ

に向こうに行かせると。で、同じ数をこつちに来させると。イギリスもスウェーデンもオーケーだと言つてましたよ。だから、そういう人たちがたちは多いですよ、スタッフもね。だから、それが、今のグローバリゼーションでおかしくなつたところが、本当にいろいろブランドの企業が次から次へとちつちつなことであつといふ間にすぎなくなつちやうわけじゃないですか。何があるとすぐによく役所に相談に行くつて、これはおかしいですね。

つまり、何かをしたときに、ちゃんと責任と、

責任をとれなかつたときははどういう処理をするのかというのが、国内のルールだけ言つていてるところが、今のグローバリゼーションでおかしくなつたところが、本当にいろいろなブランドの企業が次から次へとちつちつなことであつといふ間にすぎなくなつちやうわけじゃないですか。何があるとすぐによく役所に相談に行くつて、これはおかしいですね。

だから、そことのところが一番の今のグローバリゼーションで弱いところじゃないかな。全て日本人が日本人で考えていつていてるという話だと思いません。それが年功序列でいくから、ついそんたくちやうということでしょうね。

○高木委員長 石橋参考人、簡潔にお願いいたします。ちょっともう時間が。

○石橋参考人 難しい御質問だったのですが、私の今考えたことを申し上げます。

覚悟、政治家の先生方の覚悟といつても、多分

すごく難しいんだろうと。選挙に通らないと何と

かの人という言葉がありましたが、もしそ

うだとすると、支持される有権者の方々に受けな

いことどいうのは言えないということになると思

います。推進、脱という言葉は盛んに議論されま

すけれども、目の前にある、これどうすんのとい

う話は避けて通らないといけないという形に、ど

うしても合理的判断をすればそなつちやうとい

うことを想像いたします。

で日本人に限つていてるわけ。だから、例えば、一年間行かせる、五人アメリカに行かせよう、アメリカのエンジニアを五人よこさせよう、向こうに、イギリスも行く。いろいろなことをやると、みんな共通のルールをつくつてきますから。そうすると、これから新興国が出てきたときに、みんな共通のルールでできるじゃないですか。

何でみんな日本だけまねして、日本でやつきますからね、みんな、大学を出て党に入つてきてますから。だから、お金がかかるわけじゃない。

で日本人に限つていてるわけ。だから、例えれば、一年間行かせる、五人アメリカに行かせよう、向こうに、イギリスも行く。いろいろなことをやると、みんな共通のルールをつくつてきますから。そうすると、これから新興国が出てきたときに、みんな共通のルールでできるじゃないですか。

だから、そことのところが一番の今のグローバリゼーションで弱いところじゃないかな。全て日本人が日本人で考えていつていてるという話だと思いません。それが年功序列でいくから、ついそんたくちやうということですね。

だから、そことのところが一番の今のグローバリゼーションで弱いところじゃないかな。全て日本人が日本人で考えていつていてるという話だと思いません。それが年功序列でいくから、ついそんたくちやうということですね。

○高木委員長 石橋参考人、簡潔にお願いいたします。ちょっともう時間が。

○石橋参考人 難しい御質問だったのですが、私の今考えたことを申し上げます。

覚悟、政治家の先生方の覚悟といつても、多分すごく難しいんだろうと。選挙に通らないと何とかの人という言葉がありましたが、もしそ

うだとすると、支持される有権者の方々に受けないことどいうのは言えないことになると思

います。推進、脱という言葉は盛んに議論されますが、目の前にある、これどうすんのとい

う話は避けて通らないといけないという形に、どうしても合理的判断をすればそなつちやうとい

うことを想像いたします。

だとすると、この国会事故調の提言というのになかなか我ながらよくできているというふうに思つておりまして、そこの提言をほかの人々にやられればいいじゃないかと。提言の七というところに、「独立調査委員会の活用」というところがございます。国会事故調は時間も極めて限られておりましたので、ただいまから議論ありました使用済み核燃料の処理の問題、その他もろもろ、国民生活に重大な影響のあるテーマについては積み残しがたくさんあります。それをまたこの独立調査委員会の活用という形でなさるというのは、有権者の方に支持されるかどうかという覚悟を伴うことなく選択できる方法なのではないかというふうに今は思いました。

それを活用することによって、例えば、先ほどから規制委員会、規制庁の方のリソースが足りないかもしれない、若しくは海外の最新の意見、廃止措置の知見を入れてくるといふところも、実は国会事故調提言の五の「新しい規制組織の要件」の3)というところに、原子力規制分野についてのグローバルな人材交流を行うというふうに書いてあります。これは、ただ単に行つて研修を受けてくるというわけではなくて、チームごと入れかえるということも含まれているといふに読むことができるというふうに考えます。

これを、じや、独立調査委員会で行うとともにできるのではないかということを思ひます

し、まだ、よく世の中では言われるといふに私は認識しておりますけれども、提言一の「規制当局に対する国会の監視」という言葉がありますが、この規制当局といふのは、たゞ単に原子力規制委員会若しくは原子力規制庁にとどまることがないというふうに思つております。

この提言一の3)、4)には、この提言若しくは積み残されたたくさんの課題の改善実施状況について国会が、この原子力問題調査特別委員会が監視をするということになつておりますので、その対象といふのは、規制委員会、規制庁だけに限らず、行政当局全部にかかるのではないかということを、ぜひ理想形としてぶつけておいていただ

とを考えおりまして、その実行体制というのではなかなかわからないと思います。

〇黒川参考人 ありがとうございます。

私たちも、最初に始めたときいろいろ考えましたけれども、やはり原子力発電所は、あのころは四百四十ぐらい世界じゅうにあつたんですね。これが日本で起つたこと自身はみんな非常にびっくりしたわけです。

あの反応を見てみると、ドイツがやめるというふうに決めたのも、緑の党的四十一年の歴史があるということもあるけれども、日本のような、科学技術が進んでいてエンジニアリングが強い国であんなことが起つたなんというのは信じられない、うちじやだめに決まつているよねという認識があつたわけですよ。だから、スイスだってすぐに正直なところでございます。

それで、黒川先生、いろいろとずっとお世話になつてきておりますけれども、しかし、ここまで来るのも本当に大変だった気持ちがございまして、私も以前に野党の筆頭理事を引き受け、このテーマが宙ぶらりんのまま政権がかわつて、ずっと宙ぶらりんだったということをございますた。

きょうは、短い臨時国会にもかかわりませず、委員長のお計らいでこういう日ができたのは、私は望外のありがたいことだと思っておるんですけど、この規制当局といふのは、たゞ単に原子力規制委員会若しくは原子力規制庁にとどまることがないといふふうに思つております。

だからこそ、私は、これができたときに、これ

はもう全部公開だ、英語での同通も入れちゃうといふことで基本的にやりましたから、世界じゅうの人が今でもいつでも見れるようになつてゐるわ

けですよ。だから、この報告書もこれだけつくりましたけれども、最後の、六ヶ月と言われていますたけれども、最後の、六ヶ月と言われていますた。

だから、ほほ六ヶ月と書いてありましたので、

その法律の訳し方もちよつとちよつと議員先生たちとやりましたけれども、七月五日に出しましてたけれども、これもそうですねけれども、これも全部英語訳も出ていてオンラインでも見れますから、世界じゅうの人が知つてるので、一々聞きに来るわけですね。この七つのレコメンデーションは

すばらしいと某国の大臣に言われたけれども、それはどうなりましたなんて聞かれちゃつて、私返事に困りましたよ。

だから、そういうことで、そのときはちょうど一月以降、このアドバイザリー・ボード、黒川

先生、どういうふうにやつていつてほしいといふことを、ぜひ理想形としてぶつけておいていただ

話を、やはりそれは国のそのものの信用の問題ですかね。そういう意味では、私は国会の先生たちが、選挙とかいろいろあるけれども、やはり大きく、先はそんなんだけれども、今回の選挙はこ

ういうアジェンダがいろいろありますけれども、やはりそういうことを皆さんに共有することができ

事で、これでわかつたことは、電事連のようなどころにたくさんのお金が集まって、みんなで分けているみたいな話があるわけじゃないですか。大企業に聞いてみると、みんな知つていましたよ。

だって、向こうの注文、すごくいい値段で注文しているわけだから。それが何千億もあるらしくやめたらどうですか。私は全く素人

だつたけれども、こんなことが起つたなんという話がわかつちやつた。私は全く素人

だつたけれども、こんなことが起つたなんという話がわかつちやつた。私は全く素人

だつたけれども、こんなことが起つたなんという

のは信じがたい話ですよね。

そういう意味では、これをきつかけにどう変わ

るのかということはもう世界じゅうが見ていると

いうことは、これは日本じゃなくて世界と共有しないちやいけないというみんなのスピリットがあつただからしょがないなという話だつた

と思います。

だからこそ、私は、これができたときに、これ

はもう全部公開だ、英語での同通も入れちゃうといふことで基本的にやりましたから、世界じゅうの人が今でもいつでも見れるようになつてゐるわ

けですよ。だから、この報告書もこれだけつくりましたけれども、最後の、六ヶ月と言われていますた

から、ほほ六ヶ月と書いてありましたので、

その法律の訳し方もちよつとちよつと議員先生たちとやりましたけれども、七月五日に出しましてたけ

れども、これもそうですねけれども、これも全部英語訳も出ていてオンラインでも見れますから、世

界じゅうの人が知つてるので、一々聞きに来る

わけですね。この七つのレコメンデーションは

すばらしいと某国の大臣に言われたけれども、それだけでも少し画期的なとは思ひますが、

ここから先、ぜひ、こういう機会ですし、もう間もなく通常国会も近いわけでありますから、来年

の一月以降、このアドバイザリー・ボード、黒川

先生、どういうふうにやつていつてほしいといふことを、ぜひ理想形としてぶつけておいていただ

きたいというふうに思つてますが、よろしくお願ひします。

〇高木委員長 次に、田嶋要君。

○田嶋委員 田嶋要でございます。無所属の会でございます。

ありがとうございます。

三一、起きてしまつたわけでありますから、今何ができるか、これから何ができるか、そ

の教訓をどれだけ風化させずに学び取つていくこ

とができるか、もうそれしかないという思いで今

日まで来てますけれども、私もこの原子力の委員会にいながら、何となく少し後ろめたい気持ち

とができるか、もうそれしかないといふこと

ができますけれども、私もこの原子力の委員会にいながら、何となく少し後ろめたい気持ち

とができるか、もうそれしかないといふこと

てくると、やはり国会の先生たちのコミットメントと、みんなも応援すると思いますけれども、そういう社会になつてこないところまでいきたいな私は思います。

平成三十年ということで、これからいろいろなイベントもあると思いますけれども、確かにその平成三十年、経済はそんな成長しなかつたし、バブルもはじけたし、この間も出でていますけれども、やはりドイツなんかに比べても成長していいなんですね、企業も。というのは、企業は長ら上昇するといふふうに思っていますけれども、でもやはり、そこで仕事をすることになつたから。むしろ、企業をやめても新しい企業をつくつて経済を上げるといふふうに思っています。

だから、そのところに、いつまでもできないことをやつしているのは難しいんじゃないかなと私は思っています。

○田嶋委員 きょうのこの場も、一種参考人質疑という形をとつてますが、通常、参考人質疑は、法案、閣法審査のときに、どつつかというと、反対派の先生一人、賛成派の先生二人みたいな感じの参考人質疑が多いんですが、きょうの話は、ほぼ一〇〇%、現状の政府のやつていてることに、まあ、強さはいるありますけれども、かなり問題ありということをたくさんいただいてい

るという感じがするわけですね。

これはやはり本当に画期的なことだし、私は、もっと頻度も上げて、ほかの委員会が開催されるされないとか、法案がどうとかということは関係ないわけですから、もうこれはがんがんやるべきだといふふうに私自身は思つたわけでありますけれども、そういうことを黒川先生に言つていただきたいなと思うんですが、いかがですか、黒川先生。

○黒川参考人 寒は、私ども、提出したところで

本當は私たちのデューティーは終わつてゐるわけなんですね、両院の議長さんに渡つたという。それでどうするのかなと思つて、それでやつてくれとかなんとか言う立場じゃないよと、いうふうに思つてゐるんですけども、でもやはり、これは本当の日本の大事な問題なので、お互に相談しながら、どういうふうにしたら、みんなと国民と、あるいは世界の原子力関係者全ての人たちとの歴史的な、憲政史上初の、国会による事故調査委員会といふことのシステムそのものを生かしていくかということを先生たちとも共有できればいいんじゃないのかなと思います。

○田嶋委員 委員長、ぜひ、これはやはり、この国会で聞いていただいたのを感謝申し上げるんです。が、今度はいよいよ通常国会でござりますし、本当にこれは、風前のともしびのような感覚で、私も心配しながらここまで来たので、ぜひ今度の通常国会からは頻度を上げてください、もう国会開会の翌日ぐらいから始めるぐらいの意気込みで考へていただきたいと思うんですけれども、委員長、御検討いただけますでしょうか。

○高木委員長 理事会で協議させていただきます。

○田嶋委員 ゼひよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、鈴木先生にお尋ねをしますけれども、私も、きょうの何といつても一番のインパクトは、虎の三匹の絵だと思っておりまして、これは私が、いろいろな勉強会で見たことがないので、初登場かなと思っていましたが、その少し前にあるこの六ページの資料、これは耳にたこができるぐらいい聞かれてる資料ですね。経産省の説明ということなんですが、ございましたけれども、その少し前があるわけですから、だけれども、それをリットがあるわけですから。だけれども、それを大前提に今の六ヶ所の軽水炉のリサイクルとつなげるのには無理があるというのが私の言いたいことです。

○田嶋委員 ありがとうございます。

これは初めて見る虎の絵なんですけれども、先生はこの経産省の説明資料を見た途端にそれは当然わかつておられたと思うんですが、これは先生に対する苦言じやないですよ、苦言じやないんですけども、先ほどの話で、情報非対称なので、我々が部会とかでこういうものを、経産省から何か詳しそうなこういう字の細かい資料を出されるかと、正しいことを書いていそなふうに思つちゃう嫌いはやはりありますよね。疑つてみる努力はしても、やはりだまされるることは多いんですね。

○黒川参考人 そういう裏がある話なんだということを、きのういただいた資料で初めて思つたんですが、要は、これはリスクの話とは全く別個な話であつて、有害度そのものを議論することはほとんど意味がないということです。

○鈴木参考人 全く意味がないわけじゃないです。虎はやはり一匹よりは一匹の方がいいことは間違いないんですね、ただ二匹、一匹だけを比べていると全体のポイントを見逃すということが言いたかったんですね。

さつき申しましたように、高速炉で燃やすと確かに有害な物質は減るわけです。だからそのメリットは確かにありますですが、高速炉は再処理を前提としていますので、必ず使用済み燃料から取り出して地上で燃やさなければいけません。それに伴うリスクをどう考へてあるかということをちゃんと評価しなきゃいけない。これはもう既に海外では十分に議論されていて、メリットはあるけれども、リスクを考えると、今これを商業化するだけのメリットはないというのが大きな結論、大体の結論です。

ただ、研究開発については、アメリカも、フランスも今度やりますけれども、研究開発については私もそんなに反対はしていないです、将来のメリットがあるわけですから。だけれども、それを大前提に今の六ヶ所の軽水炉のリサイクルとつなげるのには無理があるというのが私の言いたいことです。

○田嶋委員 ありがとうございます。

私は、この虎の絵は、ある政党の勉強会に呼ばれて説明したときに、なかなかわかつていただけなくて、それで説明したんですね。虎の話をしたくなって、ようやくわかつたと言つていただいたので絵にしたんです。

○田嶋委員 ありがとうございます。私もでございました。非常に日からうろこのようなこれでございましたので、今後、ぜひ、やはりおとといも全く古い数字を基準にした役所の説明を取り上げて私は問題視して、エネルギーにかかる断熱の方だったんですけども、やつたんですけども、まさにこれは外部の有識者と議会側が連携していかなければいけないので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それで、益田先生にも一問お尋ねをしたいと思

うんですが、これも不都合な真実がさらされてい
るわけで、全くお恥ずかしい日本の状況でござい
ますけれども、一つは、先ほど、評価政策は高く
評価されているということをおっしゃりましたで
すね。評価政策と評価文化の成熟度ということ
で、前半の評価政策は高く評価されているとい
うのはどういうことをおっしゃっているのかとい
うことが一点。

それから、具体的に日本での適用はどういうふ
うにやつていくのか。例えば、会計検査院という
ものもありますし、先ほど菅先生からも、かつて
いろいろトライをされて拒絶をされたという話
もありましたが、じゃ、この辺の成熟度を上げて
いくためには、具体的にどういうルートを通るの
がいいかという何か具体案はございますでしょうか。

○益田参考人

ありがとうございます。

評価政策の評定結果が十分に確立したという点
ですけれども、今ちょっと手元に論文を持つてき
てはおりませんが、まずは、政策評価法が制定さ
れている、それから、その法の対象が、ほぼ多く
の、中央省庁が含まれているとか、評価対象であ
る政策領域が広範囲にわたっているとか、何かそ
のような項目がありまして、それをもとにこの評
価政策の評定が高く位置づけられているというふ
うだつたと思います。

それから、具体的な工程、どのようにするのか

というところは確かにまだ検討事項でしかど
も、先ほど菅委員の方からも言われましたが、國
会が国権の最高機関であるということであるなら

議論していこう、では具体的に委員会でどのように

アドバイザリー・ボードを生かしていくとか、
又は、先ほども出ましたが、具体的に独立調査委
員会をどのように設置していくか、では実施計画

はどういうふうに立てていこうかという具体的に
工程表をつくり始めてというところを始めて、

それは、一つは、ノーリターンルール。つま

じや、やはりこのことはこのアドバイザリーの人
数では足りないねとなつたときに、ほかの立法補
佐機関にも協力を仰ぐうと、うところで、恐ら
く、小さく、具体的に、多分テーブルの上にもう
ほとんどの材料が載つていて、ということはきょう
の審議を通じて感じまして、テーブルの上にもう
ほとんど全てやるべき材料はあって、それを具体
的にどうするのかといふところはもう見えてい
る。

この委員会がメインとなって、アドバイザ
リー・ボードも助言をさせていただきながら進め
ていく中で、多分もう既に載つてあるさまざまな
材料を、ではこれを生かしていこうという、もう
多分スタートができると思います。

○田嶋委員

ありがとうございます。

我々の覚悟と行動が問われているときだとい
ふふうに思います。

最後の質問になりそうですねけれども、石橋先生
と黒川先生にも本当に大きな御助言を賜つてきた
今日でございますが、一つは、この「規制の虜」
を、私、国会の委員会で三度引用しまして、つい
に更田委員長がお読みになつたそうでございま
す。一回目、読んでいませんと言わされました。二
回目、手にはとつたけれども読んでいませんと言
われました。三回目、この間、読みましたと、い
や、だから、前進しているなと思つたんですね。

私も、この実行計画をこれから、今、石橋先生
が言われたようにつくつといかなきやいけない。
我々の委員会も責任があると思うんですが、その
前に、私だけでも何とか定期観測をしようと思つ
てます。私の原子力特での委員会は全部これが
全部でございまして、この中に書いてあること
を今の原子力規制委員会がどのくらい前進させて
いるかということで、三点、今でも私は進捗管理
をしているものがあります。

それは、一つは、ノーリターンルール。つま
本も持つて伺いました。応援しているからしつか
りやつてよねという話を言つたんですけども、こ
れは世界的なイシューなので、ぜひ人事をやはり
海外と交流させてください。それを言つているん
のかどうかわからないけれども。だけれども、す
ることによつて、グローバルなスタンダードをだ
んだんつくついてけばいいんですよ、一緒になつ
て。これは人件費はほとんどかからないですか
ら、同じ数交換しているだけですから。それはい
いよねとみんな言つてくれますよ。

そうすると、あの起きたときの、最初のアメリ
カのニュークリア・レギュラトリ・コミッショ
ン、最初の六日間のミニッツが出ましたよね、後

のテロの対策としてのB5bを、アメリカの原発
は、動いていない原発まで全部やつてある。この
ことを役所から確認して委員会で取り上げたら、
更田委員長は、動いていない原発は適用していな
いというのが日本の状況なんですよ。つまり、動
いているものだけはテロ対策もできているけれど
も、動いていない原発はできていませんという答
弁なんですね。

そのことの三点が、一応、私の今わかっている
状況なんですけれども、今後も、今度の春の定期
観測も続けていきたいと思いますが、ぜひこのこ
とに関して、これを参考にしながら、私として
は、知恵がありませんので、これを学ばせていた
だきながら委員会でできるだけ頑張りたいと思つ
ておるんですが、石橋先生から、あるいは黒川先
生からコメントをいただきたいと思います。

○高木委員長

恐れ入ります。時間が経過してお
りますので、簡潔にお願いいたします。どちらの
先生で。

○黒川参考人

ありがとうございます。

り、怪しまれるような人事がないか。それは、規
制局を終わつた後で電力会社にいる、それはまだ
情報を出してこないんですよ。要するに、たかだ
か数百人の話だから、何百万人調査しろと言つて
いるんじゃないんだから、ちゃんと出してくれと
言つて、私は今度規制局に行かなきゃいけないな
というふうに思つてますね。

それから二つ目は、議論の公開性。決めるとき
の議論は全部公開しているそうです。ビデオも出
しているそうで、日本語で議事録も全部。ところ
が、決める前のファクトチェックの会議、それが
決める会議の何倍もあるんですが、それは非公開
になつているんですね。このことも委員会で二回
取り上げていますけれども、技術的に困難です、
こういう答弁なんですよ。やはりこれもおかしい
なと思うんですね。

それから三項目は、B5bです。九・一一以後
のテロの対策としてのB5bを、アメリカの原発
は、動いていない原発まで全部やつてある。この
ことを役所から確認して委員会で取り上げたら、
更田委員長は、動いていない原発は適用していな
いというのが日本の状況なんですよ。つまり、動
いているものだけはテロ対策もできているけれど
も、動いていない原発はできていませんという答
弁なんですね。

そのことの三点が、一応、私の今わかっている
状況なんですけれども、今後も、今度の春の定期
観測も続けていきたいと思いますが、ぜひこのこ
とに関して、これを参考にしながら、私として
は、知恵がありませんので、これを学ばせていた
だきながら委員会でできるだけ頑張りたいと思つ
ておるんですが、石橋先生から、あるいは黒川先
生からコメントをいただきたいと思います。

だから、そういう意味では、言った公開性は大
事ですよ。だけれども、やはり国際性で、次の世
代をつくつくるということを日本のイニシアチ
ブでぜひやってくれといふことを言つてゐるん
で、それから、なつかねといふことは実際に不思議で
できなんいでしようかねといふのは実は

すね。

だから、これがやはり、日本が一つこの事故から世界に貢献するというのは、次の、新しい国、トルコとかいろいろなところもつくりたがつてゐるのはわかっているんだけれども、そのときのルールは誰がつくるの、オペレーションは誰がつくるのということになれば、そういう人たちがたくさんいることによつてやはり新しい人をつくれると思っているので、ぜひそのきつかけをつくつてほしいなと思います。

○田嶋委員 ありがとうございました。

どうもお疲れさまでした。

○藤野委員 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

アドバイザリーの皆様、きょうは本当に、お忙しいところをありがとうございます。

早速お聞きしたいと思うんですが、アドバイザリー・ボードにお越しいただくのは実に昨年の九

月以来ということで、一年三ヶ月ということになります。大変申しわけないと個人的には思つてお

ります。先ほど石橋参考人から、国会事故調の七つの提言、実施計画という提案をいただきました。これ

もやはり大変重く私も受けとめさせていただきたいと思つております。

同時に、石橋参考人が、福島の高校生が行われた取組も紹介していただきました。前回の二〇一七年六月のアドバイザリーのときも、石橋参考人は、福島と首都圏の高校生が三ヶ月かけて共同コメントをつくるというプロジェクトを御紹介いたしました。

私は、ここにわざわざこうやつて毎回毎回こうした取組を紹介いただきているというのは非常に大事だなと思っておりまして、やはり、当委員会あるいはアドバイザリーの役割ということとあわせて、国民的議論をどう興していくのか、国民的にこの原子力や核燃サイクルとどう向き合っていくのかという議論が非常に重要なかといふふうに感じているんですが、石橋参考人にちよつ

とそこ辺についてお考えをお聞きしたいと思ひます。

○石橋参考人 ありがとうございます。

今お配りいただいて私のパワー・ポイントの資料の一番初めの紙をごらんいただけるとあります。私は国会事故調報告書でございましたのですが、これは国会事故調報告書でございました。

しばらく前に、ある先生に、国会事故調つて何でないんですか、今と聞かれたことがあります。それで、何で解散したんですかと聞かれました。

今先生おつしやったとおり、我々、この事故を起したのは私たちの世代ですので、私たちが責

任を持つてやることなんだろうと思つていまし

て、ほかに転嫁する先はないというふうに思ひますので、まさに国民的議論というか、一人一人が自分のことだということを感じながら取り組んでいくことがすぐ大事なんだなということを考えております。

以上でございます。

○藤野委員 六月十二日のアドバイザリーで、石

橋参考人、こうおつしやつていただいておりま

す。「大人と大人、大人と子供、多数と少数、個

人と個人が本音で語り合うこと。そこでは立場な

どを介在させず、理由と根拠に基づく議論がウイ

ン・ワインになるまで重ねられます。」という指摘がありまして、本当に、私自身の姿勢としてもこ

ういう立場で取り組んでいきたいと思つております。

その上でなんですが、やはり、冒頭申し上げた

ように、この委員会自身は、国会のさまざま動きの中で、一年三ヶ月開かれないということになりました。

これは四人の方に率直にお伺いしたいんです

が、一年三ヶ月も呼ばれなかつたということがあります。

いてどのようにお感じですか。これは全員にお聞

きたいと思います。

○黒川参考人 それはわかりません。これが憲政史上初ということですけれども、やはり国会議員の一人一人の方々が、憲政史上初ということは一

体何なのかななどということは、自分のことは、そ

れはなかなか難しいんですけれども。

私もちよつと今反省しているところがあつて、

やはり、委員長がかわるたびに何かいろいろ相談をして、どういうふうにこれを広げたらいだろ

うかという話をもうちよつと相談した方がいいかなどちょっと最近思い出しておりまして、最近

は、そういうところにツイッターとかいろいろなデジタルテクノロジーでどんどん広げられますから、そういう意味で、パブリックアウェアネスを広げることはすごく大事かもしれないと思いま

した。

もう一つは、きのう行つてきたイギリスの話で

も、やはり、五年間で、最初十四人で始めたカウ

ンセルですけれども、それが今グローバルに広

がつて、独立したNPOですけれども、イギリスのチャリティーとしてレジスターしてしまったけ

れども、こういう人たちが中心になつてそれぞれの国で広げていくと、やはりかなり全体のアウェ

アネスがふえてきたんじゃないかなと思つております。

そして、そういう意味では、何かこのきっかけを、先生たちだけに任せることではなくて、やは

りそういう、もうちよつと何かのアクティビ

ティーをむしろ積極的にやつた方がいいのかもし

れないなどちよつと今考え始めたところです。

私の方も、これは渡してあるんだから法律上は

お任せするよりしようがないなどいう気はしてい

たんですけど、それはちよつとした感想でござります。

○石橋参考人 ありがとうございます。

なかなかタイミングがうまく落ちないというの

は、いろいろな状況があるんだろうということを推察申し上げます。

ただ、事態というか事実は、たんたんと、人の心

にかかわらず、人の状況にかかわらずたんたんと

物理的現象は進行しております。一方で、それぞれにかかる方々の心の中への浸透ということ

も、深く広く進行しているというふうに思つております。

それは、政治の状況であつたりさまざま

な御議論の状況を顧みることなく、容赦なく進ん

でいくということを考えています。

また、今回のこの国会事故調もそうですし、原

子力問題調査特別委員会もそうですし、また、ア

ドバイザリー・ボードが設置されるといふことも恐らく余り前例がないものだと思いますので、今

までの議会のルールにとらわれず、新しくもう一

回見直してみる、それは議院規則も含めてだと思

いますけれども、新しい取組のあり方ということ

を御議論をいただくということも一つの方法な

ではないかといふうに考えました。

○鈴木参考人 国会が大変な状況にあるといふうに見ていて、特に、党派、党略を超えて取り

組む難しさというのがあるのかなというふうに実

感して見ていました。

この問題私は、今お二人が述べられたよう

に、どこの政党の問題とか、どこの地域の問題と

かしゃなくて、日本あるいは世界の原子力を考え

る上で非常に重要な問題を議論する場だといふ

うに認識していただければ、非常にその重要性に

わかつていただけると思うんですが、なかなか、

実は私もこの調査委員会や特別委員会のことを原

子力の専門家の人々に話しても、余り知らないで

すね。そういう現実もありますので、これはぜひ

回数を開いていただきて、実際に行動に移してい

ただかないとなかなかやはり注目されないとい

うところもありますので、ぜひ党派、党略を超え

て、超党派で取り組んでいただくことをぜひお願

いしたいと思います。

○益田参考人 なぜ長期間にわたって開かれな

かつたのかということに対する見解ということですけれども……（藤野委員）いや、そうではないんです」と呼ぶ)あつ、それでよろしかったですか。(藤野委員)いや、感想で結構です」と呼ぶ)感想です。はい。

この原子力問題が優先順位が高いときに、もう実施計画まで立てて、それで進めていくこというふうにある程度の枠をはめないと、政治というのは、常にアジェンダの優先順位がどんどん変わつていくような場面においては、やはりどこかできちんとした計画を立てて、ある程度の枠をつくらないと、なかなか進めるのは難しいのではないかなどという印象を受けています。

○藤野委員 ありがとうございます。

それでは、ちょっと鈴木参考人にお伺いをしたいと思うんですが、先日、フランス政府が、日本などとともに進めてきた次世代の原子炉、ASTRIDについて、二〇二〇年度以降の計画を凍結するという意向を伝えてきたというふうに報道されております。

これが、日本政府自身は二〇一六年に「もんじゅ」を廃炉決定したわけですから、その後継といふうに日本政府としては位置づけて、国でも答弁してきたわけですが、今回のフランス政府の決定というのを教えて、あるいは核燃サイクルのあり方について、どういうインパクトがあるのかというのを教えていただければと思います。

○鈴木参考人 高速炉の研究開発というのが、世界的に見て、必要性あるいは緊急性がなくなつてきているというのが背景にあると、今まで第一だと思います。

それでは、ちょっと鈴木参考人にお伺いをしたいと思うんですが、先日、フランス政府が、日本などとともに進めてきた次世代の原子炉、ASTRIDについて、二〇二〇年度以降の計画を凍結するという意向を伝えてきたというふうに報道されています。

最後は、たとえ高速炉や燃料サイクルの研究開発が必要だとしても、一番の福島事故の教訓は、基礎基盤技術をきちんと蓄えるということが大事で、自分の判断で、自分で原子力技術をちゃんとマスターしていくことの重要性ということを福島事故は教えてると思うんですが、それに海外の研究開発のプロジェクトに依存するような研究開発計画を立てるに非常に私は違和感を感じています。

高速炉が必要であれば、基礎基盤研究をきちんと日本でやって、それでASTRIDがもし出てくれば、それはASTRIDに協力してもいいと思いますが、基礎基盤研究が弱いですね、日本は。そこをまず強化することが大事じゃないかと思います。

○藤野委員 ありがとうございます。

この一年三ヶ月の間に新しいエネルギー基本計画も出てきましたし、出てきたんだけれども、前回と同じ、原発の比率は二〇から二二パーということがあります。非常に興味深かったのが、原産協会の会員に世論調査をしましたら、原産協会の約半数の、五〇%の方が二〇三〇年の二〇から二二%は厳しいというお答えをされていて、なるほどと思いました。

先日、十二月の三日に、「もんじゅ」の後継について議論している経産省の作業部会がありまして、この作業部会で戦略ロードマップの骨子案が示されました。しかし、その骨子の中では、後継と位置づけていたASTRIDについては言及がないということでありまして、私、正直言つて驚きました。

○鈴木参考人 これは、実は私が原子力委員会にいるときにも提言しているんですけども、普段はあると思います。

三番目に、ただ、私は、福島事故を経験して、

トニウムをエネルギー政策として見る見方と、それから安全保障政策として見る見方が、実は対立しているわけですね。今はエネルギーとしても価値がなくなつてきていますけれども。それをもじるといふことは、それは私はよくわかるんでですが、日本全体を考えた場合、あるいは世界全体を考えたときに、事故の経験を踏まえて、何が今研究開発に求められるのかということを考えますと、まずは、日本であつたら、まず第一に福島の廃炉問題ですね。それから廃棄物処理、それから、 plutoniウムも含めまして、どうやって廃止措置を進めていくかとか、そっちの方が優先順位は高いと思うんですね。だから、そういう議論が進んでいないことが、結果的に今のような議論につながっているのかなと。

最後は、たとえ高速炉や燃料サイクルの研究開発が必要だとしても、一番の福島事故の教訓は、基礎基盤技術をきちんと蓄えるということが大事で、自分の判断で、自分で原子力技術をちゃんとマスターしていくことの重要性ということを福島事故は教えてると思うんですが、それに海外の研究開発のプロジェクトに依存する哲学的な議論も必要になつてくる。それらを総合的になつてくると、次世代倫理とか、又は社会学的な評価しないとこの使用済み燃料問題はなかなか解決がつかない。そういう場が日本にはないといふことで、そういう場をつくるべきである。

GAOのお話がありましたが、国会ですとそういう統割りを超えた委員会がつくれるのでないかということで、ぜひつづいていただきたいということが私の希望です。

○黒川参考人 ありがとうございます。

実は、先送りといふのは、先ほど言ったように、日本の社会的な組織からいふと、自分で決めてたまないんですよ、自分がいるときに、都合が悪いことは、迷うこと。それで、私、決めるなんという、それがアカウンタビリティなんですよ、実を言うと。日本は説明責任なんといつて、あんなのは典型的な誤訳で、説明すればいいというニユアンスでしょう。違いますよ。誰が決めたのかという責任がはつきりしているんですよ、よその組織は。社長じゃなくても、部長、決めたねという話があるわけでしょう。一度も決めたことのない人たちが上がつてますよ。今までなつてたからですね。だからそれは、議論はするけれども決めないという人たちがずっと今までなつてたからですね。だから、それで起きるといふことですよ。

つまり、責任の所在がはつきりしていないんですよ。これが、大企業もそうだし、特に役所はそもそも安全保障政策として見る見方が、実は対立しているわけですね。今はエネルギーとしても価値がなくなつてきていますけれども。それをもじるといふことは、それは私はよくわかるんでですが、日本全体を考えた場合、あるいは世界全体を考えたときに、事故の経験を踏まえて、何が今研究開発に求められるのかということを考えますと、まずは、日本であつたら、まず第一に福島の廃炉問題ですね。それから廃棄物処理、それから plutoniウムも含めまして、どうやって廃止措置を進めていくかとか、そっちの方が優先順位は高いと思うんですね。だから、そういう議論が進んでいないことが、結果的に今のような議論につながっているのかなと。

最後は、たとえ高速炉や燃料サイクルの研究開発が必要だとしても、一番の福島事故の教訓は、基礎基盤技術をきちんと蓄えるということが大事で、自分の判断で、自分で原子力技術をちゃんとマスターしていくことの重要性ということを福島事故は教えてると思うんですが、それに海外の研究開発のプロジェクトに依存する哲学的な議論も必要になつてくる。それらを総合的になつてくると、次世代倫理とか、又は社会学的な評価しないとこの使用済み燃料問題はなかなか解決がつかない。そういう場が日本にはないといふことで、そういう場をつくるべきである。

GAOのお話がありましたが、国会ですとそういう統割りを超えた委員会がつくれるのでないかということで、ぜひつづいていただきたいということが私の希望です。

きました。

ているんですね。だから、今でもたくさんのこと先送りされているでしょう。これだけ借金をつくなつてどうするのか。やはり、そういう話を誰が責任を持つて決めるかというのは、それは役所じゃないですよ、それは本当をいえれば。会社もそうですよ。だから、最後になつてどたつと潰れちゃうわけでしょう、東芝もそうだけれども。

だから、議論した上で決める人が決めるといふ、組織がちゃんとしていいんですね。だから、そこが一番の問題だと思います。

○石橋参考人 ありがとうございます。

民間企業ではコストということがすごく意識されますが、収益からコストを引いて利益が残るといふことです。そのコストの中には、単純にお金が出ていくということだけではありません、時間もコストです。先送りをすれば時間コストが累積します。収益からコストを引いて利益が残るといふことです。そのコストの中には、単純にお金が出ていくということだけではありません、時間がかかるコストです。先送りをすれば時間コストが累積します。

○鈴木参考人 先送りという言葉は、今まま、そのままの状態で動くというイメージでいると思うんですが、もう既にお話あつたみたいに、実は動いているわけですね。だから、決めなきゃいけないことと決めなくていいものを区別することと、決めないかのようにして実は意思決定を続けているということなんですね。

そのときに先送りになつちゃうのは、今のお二人のお話にありましたけれども、専門家の言葉で言うと経路依存性というのがあるんですけども、今までの過去のルートに乗つかつていれば一番安心できるというシステムなんですね。変えることはすごいエネルギーがかかりますから。そうすると、決めていないように見えてるんですけども、実は過去の決定をずっと引きずっている

ので、実は社会的には決定しているということなんですね。

これを変えない限りは、ずっと決定が続く。先送りというのは、決定していないように見えます

が、私は、ずっと決定を続けてるというふうに解釈しているので、とんでもないと思います。

○高木委員長 益田参考人。よろしいですか。

○藤野君、よろしいですか。

○藤野委員 どうもありがとうございました。

終わります。

○足立委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございま

す。

○高木委員長 どうもありがとうございました。

終わります。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございま

す。

○足立委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございま

す。

けれども、一方で、日本には、地方公共団体には住民監査あるいは住民訴訟制度があります。でも、日本は、憲法で会計検査院が規定されているから、国民訴訟制度、国民監査制度というのはないんですね。だから、我々がというか国民が頼りにできるのは会計検査院だけです。国会とね。

ところが、その会計検査院が悪いので、日本のが、その会計検査院だけです。国会とね。

解釈しているので、とんでもないと思います。

○高木委員長 益田参考人。よろしいですか。

○藤野君、よろしいですか。

○藤野委員 どうもありがとうございました。

終わります。

○足立委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございま

す。

価しません。

このおりの中にいる虎は、二匹いますけれども、高速炉で処理すれば、十万年が三百年、まあ四百年かわかりませんが、要是、十万年という毒性、それと三百年、四百年という毒性は、これは一匹、二匹の問題じゃなくて、虎がアリゴミたいておるわけですよ。

だから、私は、おつしやるリスクの考え方わかりますが、でも、きょうお話をされるたような民主主義の限界というものを考えると、やはり、十萬年の毒性というのを次世代にそのまま引き継いでいくというのは、これはもう絶対に僕は認められない。

だから、どんなことがあっても、高速炉に関する研究開発は投資をして、十万年の毒性を三百六十万年にする、虎をアリンコにする作業は、

これはもう党派を超えて、義務だ、我々の政治の責任だ、こう思います。これが、いかがですか。

○鈴木参考人 理論上は、御指摘の十万元を何百年、四百年にする、虎をアリンコにする作業は、これは四十以上海外でも研究されてきて、基礎

基盤をちょっと超えた範囲ぐらいのところまで来る。将来、ひょっとしたら実現するかもしれないですね。

問題は、本当にそれが実現するかどうか。もうこれは四十以上海外でも研究されてきて、基礎

○鈴木参考人 理論上は、御指摘の十万元を何百年にする、虎をアリンコにする作業は、これは四十以上海外でも研究されてきて、基礎

基盤をちょっと超えた範囲ぐらいのところまで来る。将来、ひょっとしたら実現するかもしれないですね。

ほど、高速炉というのはどうなるかわからないものだと余り思っていないんですが、先生の、きょう紙で書いていたいた、科学的根拠は薄いと、今おっしゃったことは、先生の御見識なんか、もう世界じゅうがそういう認識だ、高速炉はもうだめだ、要は、科学的にそこにかけるのは余りにそれは見通しがないという、その辺の相場観はどうですか。

○鈴木参考人 まず、高速炉はもともとは増殖が大きな目的です。それが一番、高速炉の持つてゐる第一の特徴です。それは、ウランが希少なときは世界じゅうが取り組んでいました。今はウランはだぶだぶで余っていますので、そういう面からいつて、高速増殖炉のままでニーズはがくつと減っていますので、世界じゅうで取り組んでいく必要はなくなってきた。必要がないだけであって、やりたい人はやつてもいいんです、もちろん、技術者として。

二番目に、高速炉を維持しようとする人たちが廃棄物減容とか有毒性の話を最近し始めたんですね。最初はなかつたわけです。でも、最初から実はメリットとしては含まれています。私が言いたいことは、研究開発を否定しているわけではありません。今原子力政策で一番問題なのは、研究開発でやることを現時点の再処理政策にくつづけていることです。

現在の再処理は、むしろやることの方が、先ほどお話ししましたけれども、高速炉のメリット、百歩譲つて全部実現することを認めたとしても、軽水炉だけでやつてしまふんですね。それも高まり、廃棄物もふえてしまふんですね。それちやんと経産省や電力会社は説明すべきだというのが私の言いたいことです。それを知つた上で今この再処理を進めるならば、私は、それは社会の選択ですからいいと思いますが、そこを隠して、高速炉のメリットだけ言つて、それで今の再処理を進めることはおかしい。

それから、廃棄物の減容について言えば、今おつしやつてあるのは核変換の話ですから、実は

日本は、八〇年代から日本原研でオメガ計画とい

うのがあって、基礎研究でずっとやつてきていました。これは加速炉を使ってやるやり方で、これは今でも原子力研究開発機構でやつていて、そつちの方がひょとしたらうまくかもしません。

それから、もつと言いますと、使用済み燃料を減らしたいといふのであれば、高温ガス炉も十分に価値があります。

したがつて、何を目的とするかによつて研究開発のオプションはいっぱいあるので、高速炉だけにかけるということはリスクが高いと私は思つています。

○足立委員 ありがとうございました。

私自身は、これまでまさに発電のための高速炉、いろいろな次世代炉が議論されてきて、減容化とか毒性の低減といふのはその副産物みたいなことでしたが、先ほど申し上げたように、十万年を四百年に、三百年にするというのは我々政治の責任だと思っていて、むしろ主目的が毒性の低減であつて、いや、電力は副産物で生まれてくる、それぐらいの思いで高速炉、次世代の炉について議論すべきだと私は思つています。これはちょっと個人的意見です。

時間の関係で、あと石橋先生と黒川先生に、石橋先生から先にお願いしたいんですが、きょう、実は国会で政治が今何をやつていてるかというと、来年の参院選に向けて、バトルが始まっています。来年の参院選に向けて、席を外されました、阿部知子先生とか……(発言する者あり)あつ、いらっしゃつた。見えなくて済みません。隠れていました。最近仲がいいんですね。原発ゼロ法案というのがある、これは立憲民主党か……(発言する者あり)野党四党。野党四党で原発ゼロ法案というのがつくられていまして、これが来年の参院選に向けて、枝野代表なんかに言わせると、以上です。

これに乗れるかどうかだと、一人区は、こういう

政治情勢になつてゐるわけです。

ただ、私は、石橋先生、あるいは世界を飛び回つていらつしやる黒川先生からすれば、僕はこ
れはナンセンスだと思うんですね。

先ほど御紹介あつたドイツ、あるいはイタリ

ア、あるいは台湾、いろいろな動きがありますが、日本ほどの大国が原発ゼロにかじを切るといふのは、世界の潮流からして、僕はあり得ないと思つます。

だから、極めて、超党派で冷静な議論をすると

きに、まさに参院選に向けて原発ゼロ法案をかざして動いているのが、今、野党的四党ですよ、四会派ですよ。

だから、私は、それをちょっと、両先生にきよ

うは一発がましておいてほしいんですけれども、

どうでしようか。

○石橋参考人 済みません、私、最近新聞を読んでおりませんで、世の中がどのように動いているのかはよく把握をしていないんですけど、一つ今のお話をお聞きして思つたのは、プラスをふやすところ、海がいいところ、それからソーラーがいいところ、ジオサーマルがいいところ。それを、ベ

ストエフオートをやつた上で、これから高齢社会になつてくる日本にどれだけの電気が必要なのか

といふことで、例えば四つだけつくりましょうと

かいうことを言うんだつたら納得できると思うけ

ども、日本の場合は、一つ始めるとき、そこには

利権ができる、いつまでもやるんですよ。

だから、ストップできるメカニズムはあるんで

すか、日本には、私はそれを常に聞いてるんだ

けれども、日本の場合は、一つ始めるとき、そこには

やめようと。だから、最初から全部計算してこれだけにしますといふんだつたら、みんな納得する

んじゃないですかね。

それは、グリッドをつくることが一番最初ですね。それにまず投資しないで、何を言つておるのかねという話だと思います。

ただ、繰り返しなりますが、世界は、中国、

ロシア、インド、そして先ほどあつたイギリス、アメリカ、それは原子力で回つてゐるわけです

よ。安全保障の問題もある。

○黒川参考人 ありがとうございます。

実は、この間、北海道でプラックアウトしました。九電で、F.I.T.の、ファイード・イン・タリフの後、またやりましたね、九電が。入れなかつたでしよう。なぜあんなことが起るんですか。あれは、本土では、九の会社がみんな独占しているからでしよう。グリッドをつくつてないことが多いんですよ。大体、グリッドをつくるのが一番先ですよ。それに投資をしろと前から言つてゐるに、あの、七年たつても何にもやらない。もうとんでもない。なぜかというと、どこかに利権があるからじゃないですか。

だけれども、グリッドをまづつくれば、これか
らは、リニューアブルは、その場所で非常にいいやつをどんどん使うべきなんですよ。風がいいところ、海がいいところ、それからソーラーがいいところ、ジオサーマルがいいところ。それを、ベ
ストエフオートをやつた上で、これから高齢社会になつてくる日本にどれだけの電気が必要なのか
といふことで、例えば四つだけつくりましょうと
かいうことを言うんだつたら納得できると思うけれども、日本の場合は、一つ始めるとき、そこには
利権ができる、いつまでもやるんですよ。
だから、ストップできるメカニズムはあるんで
すか、日本には、私はそれを常に聞いてるんだ
けれども、日本の場合は、一つ始めるとき、そこには
やめようと。だから、最初から全部計算してこれ
だけにしますといふんだつたら、みんな納得する
んじゃないですかね。

それは、グリッドをつくることが一番最初ですね。それにまず投資しないで、何を言つておるのかねという話だと思います。

○足立委員 ありがとうございました。

グリッドの話は御指摘のとおりだと思います、特に再生エネルギーの活用については。

平成三十年十二月十九日印刷

平成三十年十二月二十日發行

衆議院事務局

印刷者
國立印刷局

F